

令和8年第2回 飯塚市議会会議録第6号

令和8年3月23日（月曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第32日 3月23日（月曜日）

第1 常任委員会委員長報告

1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第44号 飯塚市行政手続条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第45号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第47号 飯塚市職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第48号 飯塚市職員等旅費条例の一部を改正する条例
- (5) 議案第59号 飯塚市火入れに関する条例の一部を改正する条例
- (6) 議案第62号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- (7) 議案第64号 飯塚市過疎地域持続的発展計画を定めること
- (8) 議案第65号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- (9) 議案第67号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市一般会計補正予算（第8号））

2 福祉文教委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第33号 令和8年度 飯塚市介護保険特別会計予算
- (2) 議案第50号 飯塚市適応指導教室条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第51号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第52号 飯塚市文化会館条例の一部を改正する条例
- (5) 議案第53号 飯塚市文化財保護条例の一部を改正する条例
- (6) 議案第54号 嘉穂劇場条例
- (7) 議案第55号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例
- (8) 議案第56号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例
- (9) 議案第57号 飯塚市筑穂トレーニングルーム条例

3 協働環境委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第32号 令和8年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算
- (2) 議案第34号 令和8年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算
- (3) 議案第49号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第61号 サンビレッジ茜条例の一部を改正する条例
- (5) 議案第63号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（車両損傷事故）
- (6) 議案第75号 令和7年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

4 経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第35号 令和8年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算
- (2) 議案第36号 令和8年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算
- (3) 議案第37号 令和8年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算

- (4) 議案第38号 令和8年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算
- (5) 議案第39号 令和8年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算
- (6) 議案第40号 令和8年度 飯塚市水道事業会計予算
- (7) 議案第41号 令和8年度 飯塚市工業用水道事業会計予算
- (8) 議案第42号 令和8年度 飯塚市下水道事業会計予算
- (9) 議案第43号 令和8年度 飯塚市立病院事業会計予算
- (10) 議案第46号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- (11) 議案第58号 飯塚市農業施設条例の一部を改正する条例
- (12) 議案第60号 飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例
- (13) 議案第66号 市道路線の認定
- (14) 議案第76号 令和7年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3号）

第2 令和8年度一般会計予算特別委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第31号 令和8年度 飯塚市一般会計予算

第3 常任委員会の閉会中の継続審査事件

第4 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議案第68号 監査委員の選任につき議会の同意を求めること
- 2 議案第69号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること
- 3 議案第70号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
- 4 議案第71号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 5 議案第72号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 6 議案第73号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 7 議案第74号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 8 議案第77号 副市長の選任につき議会の同意を求めること
- 9 議案第78号 教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めること

第5 議会選出各種委員等の選出

第6 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議員提出議案第1号 イランへの軍事攻撃の即時停止と中東地域における平和的解決を求める決議
- 2 議員提出議案第2号 OTC類似薬への「特別の料金」の導入に関する意見書の提出

第7 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第1号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 2 報告第2号 専決処分の報告（公用車による物損事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 3 報告第3号 専決処分の報告（市管理用地上の自転車転倒事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 4 報告第4号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）

第8 署名議員の指名

第9 閉会

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（城丸秀高）

これより本会議を開きます。常任委員会に付託していました「議案第32号」から「議案第67号」までの36件、「議案第75号」及び「議案第76号」、以上38件を一括議題といたします。

「総務委員長の報告」を求めます。10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

総務委員会に付託を受けました議案9件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第44号 飯塚市行政手続条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回の条例改正で公示送達の方法はどのようになるのかということについては、従来の公示事項が記載された書面を掲示場に掲示する方法に加え、公示事項を、インターネットを利用して不特定多数の者が閲覧できる状態に置くことを同時に行うようになるという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第45号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、個人番号の利用範囲に予防接種事務が追加され、「市が費用助成を行うものに限る」となっているが、おたふく風邪やRSウイルス等のワクチン接種は対象とならないのかということについては、市が条例で定め、費用助成を行う任意接種が対象となるため、おたふく風邪やRSウイルス等の市が費用助成を行わない任意接種は対象とならず、個人番号の利用範囲に含まれない。ただし、令和8年4月からの妊婦のRSウイルスは定期接種であり対象となるという答弁であります。

次に、今回の条例改正で市の住民基本台帳に記録されていない住登外者の管理がどのようになるのかということについては、市の独自利用事務で利用する場合は、住登外者を一意に管理するための固有の番号を付番し、管理するようになるという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第47号 飯塚市職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第48号 飯塚市職員等旅費条例の一部を改正する条例」及び「議案第59号 飯塚市火入れに関する条例の一部を改正する条例」、以上3件については、執行部から議案書に基づき、それぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第62号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

まず、審査要望のありました「扶養親族に係る加算額を配偶者について廃止するのはなぜか」ということについては、令和6年8月8日付の人事院勧告において、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備として、「家族の在り方やライフスタイルが多様化する中で、生活補助的な給与についても官民の状況の変化を踏まえたものとする必要があるとあり、こうした観点から扶養手当を見直す。」との答申がなされたため、令和6年12月25日付の一般職の職員の給与に関する法律の改正に則して、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令において、昨年度及び今回、段階的に廃止しているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第64号 飯塚市過疎地域持続的発展計画を定めること」及び「議案第65号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」、以上2件については、執行部から議案書に基づき、それぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第67号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市一般会計補正予算（第8号）」については、執行部から補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、選挙における立会人の報酬の額はどのように設定されているのかということについては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律があり、これに基づいて設定しているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（城丸秀高）

総務委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私はただいまの総務委員長報告のうち、「議案第45号」に反対、「議案第64号」には賛成の立場から討論を行います。

まず、反対する議案です。「飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」について、今回改正案の改正点の一つは、住民基本台帳に登録がない、つまり、住民票はないが固定資産税の納税者や介護保険の被保険者など行政サービス上、記録管理する必要がある個人について、標準化後の共通機能である住登外者宛名番号管理機能を用いて、特定・管理する運用が前提となるため、条例上、明確化するためのものです。もう一つは、市が費用助成を行う任意の予防接種の事務をデジタルで行えるようにするもので、本市の場合、風疹が対象となります。

この基本にある国のデジタル社会の実現に向けた重点計画には、サービス提供者が特定の民間IT企業に集中しており、個人データの利活用や情報漏えいの懸念もあるほか、サービス設計や運営に自治体の関与が制限され、地方自治が形骸化するといった声もあります。デメリットを考慮しないやり方は危険であります。入力業務委託において、再委託が、担当課が知らないうちに行われていたという不適切事案が発生したこともあります。

次に、賛成する議案です。「飯塚市過疎地域持続的発展計画を定めること」については、これまでの過疎対策を継続するものです。筑穂地区は本市がスタートした2006年度から、颯田地区は5年前の2021年度からとなっています。この間の実績として、交流センター、学校、保健体育施設、スクールバス、コミュニティバス、まちづくり協議会補助金のハード・ソフトの事業があり、事業規模は、2010年度からの15年間では37億6700万円で、そのうち、過疎対策事業債発行は33億6900万円、償還残高は2024年度末で約25億8700万円とのことであります。

人口動向は、2020年度からの4年間で筑穂地区は1人減少、颯田地区は2人増加と基本的に維持の状態であります。

今後の令和8年度から5か年の取組については、自治会長会、市民意見募集において、福祉、医療、介護、教育、地域経済など多面的な課題に関する意見を反映させる必要があります。住民生活を第一に、住民と共に考える視点で充実していくべきだと考えるわけです。

福岡都市圏・北九州都市圏への連携の関係を重視し、特に鉄道を生かした公共施設の維持と充実が必要であることを意見として述べておきます。これで私の討論を終わります。

○議長（城丸秀高）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第44号 飯塚市行政手続条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議あ

りませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第45号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第47号 飯塚市職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第48号 飯塚市職員等旅費条例の一部を改正する条例」、「議案第59号 飯塚市火入れに関する条例の一部を改正する条例」、「議案第62号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」、「議案第64号 飯塚市過疎地域持続的発展計画を定めること」及び「議案第65号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」、以上6件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案6件は、いずれも原案可決されました。

「議案第67号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市一般会計補正予算（第8号）」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認されました。

「福祉文教委員長の報告」を求めます。18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

福祉文教委員会に付託を受けました議案9件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第33号 令和8年度 飯塚市介護保険特別会計予算」については、執行部から予算書等に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

まず、本会議において審査要望のありました「年度途中でも補正予算の提出、条例改正により、介護保険料の大幅引き下げができないのか、やるべきではないか」ということについては、介護保険法第117条第12項の規定により、事業計画の変更は可能ではあるが、介護保険制度は、3年を1期とするサイクルで財政収支を見通し、事業の運営を行っており、同法第117条第1項にも3年を1期とする計画を定めるものとするという規定がある。また同様に、同法第129条にも、保険料について「おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない」と規定されている。

保険給付の円滑な実施のため、3年を1期として保険料を設定しており、これらのことを踏まえて、基金の増加によって、計画期間中に保険料の引下げを行うことは考えていない。

仮に、介護保険料の減額の設定を検討する場合、積み上がった基金を差し引いて介護保険料を算定するものではなく、同法第117条第2項に規定された事項を見直し、市町村介護保険事業計画に定める必要があり、そこから介護保険給付費及び保険料収納必要額を算定し、第1号被保険者保険料基準額を設定する。その間に、必要に応じて、これらの内容を高齢社会対策推進協議会で審議し、答申後に条例改正、補正予算の各議案を提出することとなる。

制度の考え方から鑑み、計画期間中の変更ではなく、積み上がった基金については、次期、第10期の介護保険料の策定の中で、活用していきたいと考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第50号 飯塚市適応指導教室条例の一部を改正する条例」については、執行部

から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

まず、本会議において審査要望のありました「総合教育会議でのオアシスと適応指導教室の統合の決定と適応指導教室の名称変更に至る事実経過及び教訓」については、まず、事実経過については、令和4年1月31日に開催された令和3年度第1回総合教育会議における「不登校児童の学びの保障について」の協議において、前市長から「オアシスの主催者から、通所している子どもたちの居場所の継続について相談があったため、飯塚市適応指導教室と融合させ運営していくのがいいのではないかと発言があった。

この発言に関して、令和4年6月22日の福祉文教委員会において、前市長は「オアシスがなくなり、通所している子どもたちの直接的な行き場所がなくなるようなことがあってはならないが、どのような形が子どもたちを受け入れる正しい方向性なのか、運用の在り方も含めて検討したいという趣旨である」との発言があった。また、適応指導教室の名称変更については、当時の教育長が「適応指導教室というのは言葉が古く、今は教育支援センターという言葉が国が推奨している」と発言あり、委員からは「適応指導教室については、名称だけでなく中身が大事だ」との発言があった。

その後、令和6年12月9日の本会議において、議員より「オアシスとの統合についてどのようになっているか」、「適応指導教室の名称をいつまで使うつもりなのか」という質疑があり、学校教育課長は「統合については慎重に検討する必要があると考えている」と答弁し、名称変更については「事業内容の拡充が必要となっており、事業内容と名称を併せて検討し、できるかぎり早急に変更したい」と答弁した。

その後、教育委員会で協議・検討した結果、オアシスとの統合については、オアシスは民間の施設であり、独自の方針で支援を行っていることから、適応指導教室との融合、または統合することは適切ではないとの結論に至った。しかし、前市長が心配していた、民間の支援施設が廃止等になった場合のこどもの居場所の確保や支援の継続をどうすべきかという点については、教育委員会として対応策の検討を進めることとした。

適応指導教室の名称変更については、令和5年、国のCOCOLOプランの発出に伴い、「飯塚市不登校児童生徒支援ランドデザイン」を令和6年10月に策定し、その中で適応指導教室の機能の充実を図ることとした。

そして、今回、第2教育支援センターの新設、また、学校における校内教育支援センターでの支援等、具体的な支援策が確定したことから、本条例の改正に至ったという答弁であります。

次に、教訓については、支援策拡充の検討・確定を優先し、「適応指導教室」の名称に抵抗感や忌避感を感じたり、通所をためらったりしていた可能性がある児童生徒や保護者への配慮が不足していた。名称の変更については早急に対応すべきであったと考えている。今後は、支援の対象は誰なのかを肝に銘じ、必要な対応を適切な時期に行うとの答弁がありました。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第51号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第52号 飯塚市文化会館条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

まず、本会議において審査要望のありました「地域の共有財産として文化会館駐車場が今以上に使えなくなると困るのではないかと」ということについては、文化会館駐車場は117台、隣接する立体駐車場は437台の収容台数がある。立体駐車場の年末年始や月曜日の利用状況は、令和5年度は年末年始が252台、1日平均42台、月曜日が51日で、6710台、1日平均132台、令和6年度は年末年始が209台、1日平均35台、月曜日が52日で、6074台、1日平均117台となっている。いずれの場合も、立体駐車場の収容台数が437台あり、文化

会館駐車場が利用できない場合でも、十分に空きがある立体駐車場で対応が可能であると考えているという答弁であります。

次に、「地元の商店街や自治会との意見交換はしたのか」ということについては、隣接する立体駐車場の空きが十分あること、また、文化会館駐車場が休みの日でも、地元商店街等から要望等があった場合、開場することは可能であり、指定管理者と柔軟に対応を検討していきたいと考えているという答弁であります。

次に、委員会における質疑応答の主なものとして、文化会館駐車場は22時に閉まるとのことだが、それまでに出庫できなかった場合、使用料がいくら発生するのかということについては、駐車してから22時までの使用料が上限料金1200円で発生し、22時から翌日8時までの使用料として1千円、さらに8時から出庫するまでの時間の使用料が加算されるという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第53号 飯塚市文化財保護条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

まず、本会議において審査要望のありました「他の自治体での条例の制定状況等」については、広島県府中市と神奈川県箱根町で同様の条例を制定していることを確認しており、条例の制定により登録有形文化財の文化財としての価値を保護し、活用することが可能になっているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第54号 嘉穂劇場条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、嘉穂劇場の改修スケジュールと耐震化はどのような状況なのかということについては、嘉穂劇場は、現在、違法建築物の解体工事を行っており、令和8年9月に終了し、10月に利用を開始する予定である。また、今回の工事では耐震工事は行わない。

昨年定めた嘉穂劇場施設改修・管理運営計画において、3段階で施設整備を行うように計画しており、第1段階では、施設内を見学できるように、第2段階では、施設の貸出しができるように、第3段階では、多機能な利用ができるようにすることを目標としている。今回の工事より、第1段階である施設内を見学を中心とした開場ができるようになるという答弁であります。

次に、劇場棟使用料について、利用時間を「3時間まで」と「3時間を超える時間」の2つの区分で設定したのはどのような理由なのかということについては、今回の第1段階での劇場の利用方法として、見学や展示会といった劇場内を周遊する利用方法、また、短時間の講演会としての利用方法を想定しており、その場合、事前の準備に1時間、実際に利用する時間として1時間、後片づけとして1時間、合計3時間の利用と考え、今回の料金体系を設定したという答弁であります。

次に、今回の条例の内容は、嘉穂劇場施設改修・管理運営計画で定めた第2段階、第3段階に計画が進むことを想定して条例を制定する必要があるのではないかということについては、今回の条例は第1段階である施設内を見学を可能とするためのものであり、今後、段階に応じて、条例の改正が必要であると考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、本条例は市民共有の文化財の利用基準を定める重要な条例だと認識しているが、利用目的の原則であったり、営利・非営利の定義であったり、利用料の基本区分といった、市民の利用に直結する重要事項が一切明確に記載されていないことから反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第55号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

まず、本会議において審査要望のありました「保育施設において0歳児の入所定員に満たない事情が保育士不足によるものであれば、この制度によらずこれまでの制度を十分に活かして対応するべきではないか」ということについては、0歳児の入所に関して定員に満たない保育施設はあるが、定員に対する保育士の配置不足ということではなく、配慮を必要とするこどもの対応など、保育の質を高めるため定員を満たさない状況であると捉えている。また、この乳児等通園支援事業は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て世帯に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず、保育施設を利用できる事業となっており、対象は保育園等を利用していないこどもであり、保育要件により入所が決定される従前の制度とは異なる事業であることから、これまでの制度を十分に生かして対応するという事はできないものと考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第56号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第57号 飯塚市筑穂トレーニングルーム条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、筑穂トレーニングルームはどのような経緯から移転・新設するという判断に至ったのかということについては、現在、トレーニングルームがある筑穂保健福祉総合センターは特殊な設計による建築物で、建築当初から雨漏りが発生し、その都度、施工者によるメンテナンスが行われてきた経過がある。また、本市と施工者との協議により、平成21年3月から4月にかけて、雨漏りの原因調査と大規模な補修が行われたものの、その後も雨漏りを繰り返している状況であることから、施設の機能移転による課題解決に向けて、施設を管理運営する飯塚市社会福祉協議会とも協議を重ね、筑穂庁舎の空きスペースを活用したトレーニングルーム移転・新設の計画に至ったものであるという答弁であります。

次に、現在、トレーニングルームにある運動機器は古い物が多いが、新しいトレーニングルームではそれらの運動機器はどうなるのかということについては、現在の運動機器はほとんどの物が耐用年数を既に経過しているため、一部の新しい機器を除き、施設の移転に合わせて更新する予定としているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（城丸秀高）

福祉文教委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私はただいまの福祉文教委員長報告のうち「議案第33号」、「議案第55号」及び「議案第56号」に反対の立場から、「議案第50号」並びに「議案51号」には賛成の立場から討論を行います。

まず、反対する議案です。「令和8年度 飯塚市介護保険特別会計予算」についてです。介護保険料は2年前、第9期計画によって引き下げたとはいえ、自治体としては福岡県で最も高く、後期高齢者医療広域連合を含めて全国83位という重い負担でした。物価高騰や医療費の負担増などにより生活が深刻な事態に陥っている高齢者の多くは、少ない年金から天引きされるなど、重い負担を押しつけられています。

その一方で、介護給付費等準備基金は3年前の約10億円から約11億9千万円に膨れ上がっ

ています。期末の計画値の3億5千万円を8億4千万円も上回ります。私の審査要望に対する執行部の回答は聞きましたが、本市の基金の増大は、既に時効同然であります。法は事業計画中の変更を禁じておらず、第9期計画中であっても大幅に取り崩して、介護保険料引下げに充てるべきであります。子ども・子育て支援の財源は国が大軍拡をやめるなどして確保すべきであって、介護保険料に上乗せするのは認められません。

「飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例」は、国が柔軟かつ簡単に、また、タイムリーに予約できることを新制度の利点として押し出し、できるだけ利便性を高めたシステムにするとしている「こども誰でも通園制度」を市内民間保育所の一部で先行実施の上で、今回、公立保育所を対象を拡大するものです。本市は、施設見学を条件とする工夫をしていますが、こどもの安全が保てるのか、強く危惧されます。本市においては、保育士不足がなお見受けられ、保育士の配置基準を抜本的に改善し、専用の保育室を確保し、親の就労にかかわらず、公が責任を持つ保育施設に入れる体制づくりこそ急ぐべきであります。

次に、賛成する議案です。まず、「飯塚市適応指導教室条例の一部を改正する条例」は令和8年4月1日から「飯塚市適応指導教室」の名称を「飯塚市教育支援センター」に改め、「飯塚市第2教育支援センター」を新たに設置するものであります。総合教育会議でオアシスと適応指導教室の統合を決定し、適応指導教室の名称変更に至る事実経過及び教訓に関する私の審査要望は、1つは統合決定について関係者が知らないうちに、一方的に決められたものであること。2つは、名称の不適切さを指摘したものでした。今回の福祉文教委員会では、教育委員会から事実経過説明について、次の発言がありました。

「次に、この経緯を踏まえての教訓についてですが、支援策拡充の検討、確定を優先し、川上議員からご指摘がありましたように、適応指導教室の名称に抵抗感や忌避感を感じたり、通所をためらったりしていた可能性がある児童生徒や保護者への配慮が不足しておりました。本会議でも答弁いたしました。名称の変更については早急に対応すべきであったと考えております。今後は、支援の対象は誰なのかを肝に銘じ、必要な対応を適切な時期に行ってまいります。また、名称の変更にとどまらず、学校、地域、市民、関係機関と連携・協力し、多層的、総合的に支援ができる体制づくりを進めてまいります。」この教訓は確認しておきます。

「飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」は、本市教育職員の給与を改定するもので、認めるものですが、この際、給特法について述べておきます。公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法は、公立学校教員に原則として残業代、休日手当を支給しない代わりに、給与に教職調整額を上乗せして支給する法律です。教員の自立性を尊重するなどしていますが、現実には長時間労働の要因になっています。

令和6年6月の福祉文教委員会で給特法に関する私の質問に対して、学校教育課長は、「財政的なものは、そこでは余裕はできると思いますが、やはり根本的な基となっている教職員の業務の改善等につきまして、そこを中心に考えていくべきだと考えております。」と答弁しました。学校現場の業務の減量とそこで安心して働ける職場だと若い方々に思っていて、教職を希望する人が増えていく。そのことが全体として学校教育、こどもたちを大事にすることにつながるような仕事の仕方をする必要があるのではないかと思います。教職員の処遇の改善とともに、給特法廃止を求めるべきだと訴えるものです。

これで私の討論を終わります。

○議長（城丸秀高）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第33号 令和8年度 飯塚市介護保険特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第50号 飯塚市適応指導教室条例の一部を改正する条例」、「議案第51号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第52号 飯塚市文化会館条例の一部を改正する条例」及び「議案第53号 飯塚市文化財保護条例の一部を改正する条例」、以上4件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案4件は、いずれも原案可決されました。

「議案第54号 嘉徳劇場条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第55号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第56号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第57号 飯塚市筑穂トレーニングルーム条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「協働環境委員長の報告」を求めます。4番 奥山亮一議員。

○4番(奥山亮一)

協働環境委員会に付託を受けました議案6件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第32号 令和8年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算」については、執行部から予算書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、本市での国民健康保険加入率はどのようになっているのかということについては、令和7年9月の人口と被保険者の割合では、人口が12万3541人で、被保険者が2万2467人で、18.2%の加入率となっているという答弁であります。

次に、国保給付費等準備基金の状況はどのようになっているのかということについては、国民健康保険の特別会計は、毎年度基金を取り崩している状況であり、その要因の一つとして、県が設定している標準保険料率よりも本市は低く設定していることが挙げられる。平成30年度から税率を据え置いた状態であるため、基金の状況を見ながら、安定的な健康保険財政となるよう国民健康保険運営協議会と協議を重ねながら、適切な税率を設定していきたいという答弁であります。

次に、医療費適正化特別対策事業について、どのような作業で適正化を図り、また、その効果額はいくらを見込んでいるのかということについては、第三者求償事務、年金受給者リストによる退職被保険者への資格の適正化、ジェネリック医薬品差額通知等による医療費の削減、レセプト管理に精通した外部委託業者のレセプト点検による適正なレセプト管理、以上のような作業で適正化を図っている。また、当初予算額3千万円に対し、効果額を4500万円程度と見込んで

いるという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第34号 令和8年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」については、執行部から予算書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。その質疑応答の主なものとして、後期高齢者医療の被保険者数の状況及び医療費についてはどのように推移しているのかということについては、令和7年9月末時点で、前年同時期に比べて632名増加しており、今後も被保険者数は増え続けると見込んでいる。また医療費についても被保険者数同様に増加すると見込んでいるという答弁であります。

次に、医療費を抑制していくためにも、本市が取り組んでいるフレイル予防について他部署との連携が必要であると考え、どのように連携しているのかということについては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の中で、ポピュレーションアプローチとして高齢者のフレイルの把握を行い、保健指導や医療・介護をつなぐような取組を行っているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第49号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書等に基づき、補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第61号 サンビレッジ茜条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

まず、本会議において審査要望のありました「一時休止となる4月からも現状のまま運営をしながら、今後の方向性を検討していくこと」ということについては、令和8年3月31日付で指定管理期間が満了となり、次の指定管理者を決めていないため、指定管理の継続はできない。また、指定管理では8名体制で施設運営を行っており、スポーツ振興課の職員でそのままの運営を行うことは人員配置上不可能である。サンビレッジ茜については、民間投資、民間活力による施設再生を目指しており、将来にわたって持続可能な新たなサンビレッジ茜の運営に向けて、令和8年度中には、今後の方向性を決定し、当委員会にて報告する予定で進めているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第63号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（車両損傷事故）」及び「議案第75号 令和7年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、以上2件については、執行部から議案書及び予算書に基づき、それぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（城丸秀高）

協働環境委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私は「議案第32号」、「議案第34号」、「議案第49号」及び「議案第75号」に反対の立場から、また、「議案第61号」には賛成の立場から、討論を行います。

まず、反対する議案です。「令和8年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算」、「飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」及び「令和7年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてです。

令和8年度予算では、国保給付費等準備基金の活用によって、高過ぎる国民健康保険税をさらに2年間据え置くとのことであります。福岡県の標準保険料率の押しつけでは、住民の負担が大きくなり過ぎるとしていますが、今回、子ども・子育て支援分はそのまま受け入れて、国民健康

保険税の負担を重くしています。基金の十分な活用、一般会計からの支援による国民健康保険税の引下げこそ進めるべきです。

マイナ保険証をめぐる混乱については、有効期限が切れた紙の保険証でも病院にかかれるようにという国の暫定措置が3月末から7月末まで延長になりましたが、マイナ保険証を利用しないケースが全国的に3割もあり、マイナ保険証の強制は認められません。年金など差押え禁止財産しか入らない預金を全額差し押さえるやり方は許されません。

「令和8年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」については、そもそも75歳以上の高齢者を差別的に囲い込んで、高過ぎる保険料を押しつけています。後期高齢者医療広域連合に対し、負担軽減を正式に申し入れて当然です。保険証については、後期高齢者医療ではマイナ保険証の有無とは関係なく、全員に資格確認書を交付していました。国は75歳から84歳を交付の対象から外せるようにし、後期高齢者医療広域連合に判断させようとしています。福岡県の後期高齢者医療広域連合からは、今日、午前の段階で本市に連絡はあっておりません。

次に、賛成する議案です。「サンビレッジ茜条例の一部を改正する条例」には同意するものですが、今後の検討は老朽化の進行を抑制するために、閉鎖して安全対策だけの施設管理ではなく、可能な限り活用しながら、その状況はサンビレッジ茜の魅力と併せて、SNSなどでも発信し続ける必要があります。また、県外からも存続を求める要望があり、国や県へ支援を粘り強く求めてください。

令和8年3月5日の議案質疑で「佐賀県スキー連盟」と発言したのは、「大分県スキー連盟」の私の誤りでした。

これで私の討論を終わります。

○議長（城丸秀高）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第32号 令和8年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第34号 令和8年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第49号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第61号 サンビレッジ茜条例の一部を改正する条例」及び「議案第63号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（車両損傷事故）」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案可決されました。

「議案第75号 令和7年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

暫時休憩いたします。

午前 10時57分 休憩

午前 11時08分 再開

○議長（城丸秀高）

本会議を再開いたします。

「経済建設委員長の報告」を求めます。27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

経済建設委員会に付託を受けました議案14件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第35号 令和8年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」については、執行部から予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、令和6年度から14年度までで総額約6億1千万円もの債務負担行為を設定しているトータリゼータシステム等借上料はどのようなシステムで、どのような契約を結んでいるのかということについては、「トータリゼータシステム」は投票集計、オッズ表示、投票券発券、配当計算及び払戻しまでを一括処理する公営競技システムの総称で、国内に5場ある全てのオートレース場が共同で運用している集計システムへ接続しており、その接続部分が日本トーター製であること、また、トータリゼータシステムの運用が包括委託業務に含まれていることから、包括的民間委託の受託業者である日本トーター製の当該システムを随意契約で借り上げているという答弁であります。

次に、施設改善事業費の競走場管理地区再整備基本計画策定支援委託料はどのような計画を策定するのかということについては、オートレース場整備は「選手の管理ゾーン」、「レース観戦ゾーン」、「利活用ゾーン」の3つのゾーンに分けて検討しており、今回は「選手の管理ゾーン」に存在する選手宿舎や競走車保管庫、検査場、選手装身具室などの老朽化した建物を含めた施設全体について、長期的な維持管理や機能性の確保を図る観点から、個々の建物の新築または維持改修の方向性並びに建物の構造や配置等に関する計画を策定するという答弁であります。この答弁を受け、3つのゾーンに分けて1つずつ丁寧に取り組むこともよいが、本場への来場者を呼び込むためにも、本場の立地を生かしたまちづくりの視点からも、トータリ的に考えてほしいという意見が出されました。

以上のような審査ののち、委員の中から、詳しくは本会議で述べるが、事業の運営を包括的に一括して民間委託する手法は公営ギャンブルにはなじまないこと。また、担当部署が委託業者の損益分岐点を知らず、どれだけ収益を上げたかも分からないという状況は、主催者としての責任の持ち方に疑義があることから、反対であるという意見や、委託業者による健全な運営がなされており賛成であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第36号 令和8年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」については、執行部から予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、浄化槽設置可否調査等委託料の内容と調査の趣旨はどのようなものかということについては、農業集落排水事業の今後の方向性検討のため、利用者、居住家屋、事業所への個別浄化槽設置可否及び設置困難箇所の個別計画書の策定を委託するもので、農業集落排水施設を存続し、公営企業会計を適用するよりも、使用者の費用負担が少なく、市の財政負担も抑えられる「廃止及び代替措置案」について検討するに当たり、合併処理浄化槽を設置することが可能かどうかの現地調査を行うものであるという答弁であります。

次に、農業集落排水を廃止し、合併処理浄化槽を設置する場合、地域の利用者に発生する自己

負担について軽減措置を考えているのかということについては、設置費用を市が全額負担することを検討しているという答弁であります。

以上のような審査ののち、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第37号 令和8年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」については、執行部から予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、歳入で花き部使用料を計上しているが、どのように考えて計上しているのかということについては、当初予算要求時には令和8年度から花き卸売業者が入場することを想定し、令和8年6月分から計上しているが、交渉していた事業者から断られたことから、現在は、誘致方針を公募に変更している。歳入予算の減額については公募の状況に応じて補正予算で対応するという答弁であります。

以上のような審査ののち、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第38号 令和8年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算」については、執行部から予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、令和8年度以降の飯塚立体駐車場指定管理委託料が令和7年度までと比べ約244万円の減となっているが、どのような理由かということについては、令和7年度までの契約には立体駐車場の入退場を管理する機器の更新費用が含まれていたが、令和8年度以降も当該機器を継続利用し、機器更新をしないことから、その費用が減額となっているという答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から、詳しくは本会議で述べるが、必ずしも指定管理者制度で対応する必要はないことから反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第39号 令和8年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」については、執行部から予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、飯塚あかね工業団地は、当初の予定ではいつ完成する予定で、その予定に変更はないのかということについては、令和10年度中の供用開始を予定していたが、地質調査や基本設計調査等を延長したこともあり、現時点では令和11年度中の供用開始を予定しているという答弁であります。

次に、今後、令和11年度中の供用開始に向けて造成が始まるが、隣接地を先行売却したことによる影響はないのかということについては、現在の状況としては、先行売却事業者が排水を市の調整池に流す方向で協議しており、調整池等の建設などに影響が出るため、その影響額については応分の負担をしてもらうよう、先行売却事業者と協議しているという答弁であります。

この答弁を受け、「応分の負担」については、建設費だけなのか、維持管理費も含むのか、開発が1年遅れたことによる影響額なども含まれるのかなど、「応分の負担」の範囲や責任分担が曖昧なため、契約書など書面に残して、市に損失が出ないようにしっかりと交渉し、一日でも早く造成してほしいという意見が出されました。

以上のような審査ののち、委員の中から、詳しくは本会議で述べるが、飯塚あかね工業団地については、審査の過程で不透明感が漂い、未確定部分もあることから反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第40号 令和8年度 飯塚市水道事業会計予算」については、執行部から予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、水道施設運転管理及び料金収納等業務委託について、委託期間を5年から10年に変更したのはどのような理由で、経済的な効果はどのくらいあったのかということについては、新たに追加した水道管路の維持管理業務は業務員の技能が習熟するまでに一定期間を要することから、安定した質の高いサービスを継続して提供できるよう10年とした。経済的な効果は、年間約8千万円の人件費削減効果があると試算しているという答弁であります。

次に、老朽管布設替工事实施設業務委託はどのような内容なのかということについては、管路の更新延長の促進のため、今後2年から3年のうちに更新を計画している重要給水施設管路及び上下水道耐震化計画に上げている管路の更新に係る設計業務を委託するものであるという答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から、詳しくは本会議で述べるが、長期にわたる浄水施設運転管理業務の一括民間委託は、公的責任を弱め、技術職員の確保・育成を危うくし、水道事業の民営化の道を開きかねないため、反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第41号 令和8年度 飯塚市工業用水道事業会計予算」については、執行部から予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、津原導水管更新に係る工事はどのくらいの進捗状況なのかということについては、現時点では計画導水管路延長の約47%を発注しており、令和8年度に計画している工事が完了すると、進捗状況は約85%となるという答弁であります。

以上のような審査ののち、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第42号 令和8年度 飯塚市下水道事業会計予算」については、執行部から予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、市内に約1万1千個ある下水道にかかるマンホール蓋の取替工事は計画的に実施しているのかということについては、下水道ストックマネジメント計画に基づき計画的に行っている。そのほか、令和元年に実施した大規模な調査を基に定期的に点検し、経年劣化が進んでいるマンホール蓋については取替を行っているという答弁であります。

以上のような審査ののち、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第43号 令和8年度 飯塚市立病院事業会計予算」については、執行部から予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、飯塚市立病院に対して、国の交付金によらず本市が単独で支援しているものはあるのかということについては、令和6年度から実施している小児科休日・夜間診療に対し、市立病院指定管理委託料を支払っているという答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から、詳しくは本会議で述べるが、本市は、厚生労働省が2019年に発表した統廃合の対象名簿から飯塚市立病院を削除するよう要求しておらず、また、市立病院管理運営協議会の充実に対して消極的であることから、反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第46号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、「飯塚市中小企業成長支援補助金」とはどのような内容で、どのようなメリットがあるのかということについては、これまで別々に実施していた「新技術・新製品開発補助金」と「販路開拓支援補助金」を統合したもので、社会情勢等の変化による申請数の偏りにも対応し、柔軟で効率的な事業運営及び予算執行を実現できるものと考えているという答弁であります。

次に、新たに設置される「飯塚市中小企業成長支援補助金審査会」はどのような委員で構成されるのかということについては、グローバルコネクト福岡ネットワーク、飯塚研究開発機構、九州経済調査協会、福岡県よろず支援拠点、県内に事業所を置く金融機関及び市内の大学に委員を依頼したいと考えているという答弁であります。

以上のような審査ののち、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第58号 飯塚市農業施設条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今後、用途廃止した目尾農機具保管庫はどうなるのかという

ことについては、当該保管庫が存在する土地は民間事業者が所有しており、敷地内には、目尾山ノ谷集会所が併設され、現在も使用されている。当該保管庫の解体等については、集会所の使用見込みがなくなり、用途廃止された場合に改めて集会所を所管している部署と協議することとしているという答弁であります。

以上のような審査ののち、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第60号 飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、本条例第51条に規定する「開設者による卸売予定数量等の公表」について、具体的にはどのような方法を考えているのかということについては、令和8年4月1日から、本市のホームページへの掲載並びに本市場施設内への掲示により行う予定としているという答弁であります。

以上のような審査ののち、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第66号 市道路線の認定」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第76号 令和7年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3号）」については、執行部から補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、勝車投票券の売上げが好調だった要因は何かということについては、要因は明確に特定するには至っていないが、メインスタンド等の改修によりグレードレース等で来場者が増加したことも要因の一つだと考えているという答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から、今回、補正の原因となった、勝車投票券の売上げが伸びた要因について、若年層などへ対象の広がりが新たな矛盾を生じないか解明できていないことから、反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（城丸秀高）

経済建設委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私は「議案第35号」、「議案第38号」、「議案第39号」、「議案第40号」、「議案第43号」及び「議案第76号」に反対の立場から討論を行います。

「令和8年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」及び「令和7年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3号）」についてであります。反対する理由の第1は、包括的民間委託が本来的に公営ギャンブルになじまないからであります。再委託の状況も透明性が確保されなかった経過もあります。

第2は、公営ギャンブルが利益を最大限求めることにより、仕事の合間を縫って投票券を購入するなど、隙間ギャンブルの悪影響を含めて、若い世代にギャンブル依存を広げる危険はあり、売上げが増えれば増えるほどよいというわけにはいかないはずですが、公営競技事業所が飯塚オートレース事業の包括的民間委託に関わって、日本トーター株式会社の損益分岐点を発注者が知らず、飯塚オートに関してこの間、どれだけ収益を上げたかも分からないという状況は、主催者としての責任の持ち方において、市民の不安を呼ぶものであります。

第3は、38億円をかけたメインスタンド事業に関わる借金返済が既に指摘した矛盾を拡大しないかという問題もあります。

「令和8年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算」については、サービス改善への工夫は見られるものの、あえて指定管理者制度を行う必要は見当たりません。

「令和8年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」については、飯塚あかね工業団地について、用地取得に関する経過、調整池整備に関する協議の経過、さらに造成費用が55億3千万円と見込まれるなどの答弁が、根拠が示されないまま行われるなど、極めて強い不透明感が漂います。令和8年3月9日の経済建設委員会でのことですが、担当課が特定の議員に事前に事業費の概算を40億円と伝えたのではないかというやり取りもありました。

それと、今そこまで話が終わりました。ただ、この1年と半年かな、竣工が遅れたのが、この間、先日も聞きましたけど、今までは大体、概算の総工費40億円ぐらいの予算で見えていたと思います。今現在では、概算でありますけど、遅れたための物価高騰とか、そういったものを考えますと、どのぐらいの金額がアップしましたか。課長。「今、質問委員が言われます、議会等での答弁につきましては、過去には数字は答弁したことはないと思うんですけども、現時点で試算されます基本設計が出来上がった数字といたしましては、55.3億円かかる計画となっていてるところでございます。」「公の場では、あなたは一番当初の予算額というのは公表はしていないと思いますが、私があなたのところに質問したときに、概算40億円ぐらいですと、当初のあかね工業団地の計画は、というお話を聞いた記憶がございます。いや、私は所管に行って聞きましたよ。そして、概算はどれぐらいですかということを知ったら、約40億円ぐらいですと。そして、先日この話の内容、会議録があるかないかという話を聞いたときに、今現在、1年半遅れたために、どのぐらいの予算がオーバーしたんですかと言ったら、55億円ぐらいになりますと、概算ですよということで説明を聞きました。だから、15億円くらい、この物価高騰で、1年半で上がっているわけですよ。だから、そういったことも十分加味しながら、今後の仕事を進めてください。よろしく願いしておきます。副市長、先ほど約束したことはきちんと実行させてください。お願いします。」

この件については事実究明が必要であります。

また、鯉田工業団地用地造成については、三菱マテリアルと本市の間の土地売買契約書のうち、鉦害賠償責任は本市が一切責任を負い、三菱マテリアルには賠償請求をしないとの土地売買契約書の規定は鉦業法に矛盾しており、執行部内で解釈が分かれる問題があり、その有効性が問われています。

「令和8年度 飯塚市水道事業会計予算」については、反対する理由の第1は、長期にわたる浄水施設管理運転の一括民間委託が48件に上る。再委託の事前承認に基準がないなど、公的責任を弱め、飯塚市企業局における技術職員の確保等の育成を危うくするからであります。また、水道事業の民営化に道を開きかねません。

第2は、水道料金収入は4年前に住民に何の相談もなく、企業局の提起によって終始非公開で行われた上下水道事業経営審議会での料金値上げ答申によるものだからであります。この上下水道事業経営審議会は今回、市民生活への打撃を考慮しつつも、水道料金の当面22%、さらに5年後に23%の値上げ、下水道使用料金の当面10%、さらに5年ごとの値上げを決める答申案をまとめましたが、市民へ速やかに情報提供し、住民説明会などにより、市民の意見を聞くべきであります。

なお、飯塚会の企業管理者の年会費3万円は、令和6年度までは予算計上がありましたが、令和7年度に続いて令和8年度も予算計上していない。補正予算での対応もしない。今後については、このような答弁がありました。「先ほども答弁の中で触れさせていただきましたが、令和8年度の参加については、改めて、特別職の間で協議をさせていただいて、どうあるべきか、特別職としてどうあるべきか、企業管理者として、この飯塚会への参加の意義がどうかといったことを相談させていただいて、参加・不参加について考えていきたいというふうに思っております。」こういう答弁を確認しました。

「令和8年度 飯塚市立病院事業会計予算」について、反対する第1の理由は、飯塚市立病院は、国が責任を持ってしかるべき病院なのに、厚生労働省が2019年に発表した統廃合の対象

者名簿に名前があり、本市はその名簿から飯塚市立病院を削除するよう要求しないままであります。一方、飯塚市立病院は、開設者、飯塚市と国が責任を持ちながら、飯塚市と関係住民の間で、また、病院職員の間で力を合わせて守り、充実させなければならない病院ですが、市立病院管理運営協議会には、地域住民の代表、病院職員の代表、専門性を有する学識経験者を充実して加えることについて、非常に消極的なままであります。

これで私の討論を終わります。

○議長（城丸秀高）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第35号 令和8年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第36号 令和8年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」及び「議案第37号 令和8年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案可決されました。

「議案第38号 令和8年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第39号 令和8年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第40号 令和8年度 飯塚市水道事業会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第41号 令和8年度 飯塚市工業用水道事業会計予算」及び「議案第42号 令和8年度 飯塚市下水道事業会計予算」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案可決されました。

「議案第43号 令和8年度 飯塚市立病院事業会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第46号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第58号 飯塚市農業施設条例の一部を改正する条例」、「議案第60号 飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」及び「議案第66号 市道路線の認定」、以上4件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案4件は、いずれも原案可決されました。

「議案第76号 令和7年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（城丸秀高）

本会議を再開いたします。令和8年度一般会計予算特別委員会に付託をしていました「議案第31号」を議題といたします。

「令和8年度一般会計予算特別委員長の報告」を求めます。14番 田中裕二議員。

○14番（田中裕二）

本特別委員会に付託を受けました、「議案第31号 令和8年度 飯塚市一般会計予算」について、審査した結果を報告いたします。

本案の審査にあたりましては、執行部から予算書並びに提出資料に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、歳出の総務費、企画費、その他の企画費について、総合計画策定事業費が計上されているが、どのようなスケジュールで策定するのかということについては、令和8年3月末までに第3次総合計画の序論、基本構想の素案の作成を行い、基本計画の素案策定のために、各課へ資料作成の依頼やヒアリング等を実施する。6月には基本計画の素案を作成するとともに、飯塚市総合計画審議会を設置し、10月までの間に審議を行う。また、市内12地区において市民懇談会を開催し、意見等を聴取した後に、パブリックコメントを実施する予定としている。11月をめどに第3次総合計画素案の最終取りまとめを行い、12月議会に上程したいと考えているという答弁であります。

次に、地域振興費、定住化促進事業費について、シティプロモーション推進事業はどのような取組が予定されているのかということについては、主に首都圏をターゲットとして、本市の魅力を発信するために実施しているSNSやインターネットなどを活用した広告配信や、大都市圏で開催される移住フェアへの出展を通して、移住者の獲得と定住化の促進を図ることとしている。また、本市のホームページリニューアルに合わせ、移住定住の特設サイト、「飯塚移住計画」もリニューアルしているため、掲載内容を見直し、更新頻度を増加することで、情報発信の強化を図っていききたいと考えているという答弁であります。

次に、地域振興費、定住化促進事業費について、県外から移住し、就労などの一定の要件を満たした者に対して交付される移住支援金の令和7年度の交付実績及び今後の方向性についてどのように考えているのかということについては、交付実績は17件で、交付額は2860万円と見込んでいる。また、今後の方向性については、この支援金を利用した移住者が年々増加しており、定住人口の獲得に有効な制度であることと併せ、国の地方創生に係る交付金を活用した福岡県の補助事業となっていることから、国・県において事業が継続される間は、本市としても引き続き実施していききたいという答弁であります。

次に、諸費、自治会運営事業費について、市の業務の一部を担う行政協力員や行政協力補助員への謝礼金はどのように見直されたのかということについては、一律月額を10%増額

し、行政協力員は月額1万500円から1万1550円、行政協力補助員は月額830円から913円に見直しを行ったという答弁であります。

次に、民生費、高齢者福祉費、その他の高齢者福祉費について、敬老祝金支給事業の変更内容はどのようになっているのかということについては、令和7年度は、敬老祝品としてカタログギフトを送付し、希望の祝品を贈呈していたが、令和8年度は、対象を縮小し、敬老祝金として、88歳に1万円、100歳以上に2万円の現金を本人の口座へ振り込むように変更しているという答弁であります。

次に、今回の変更内容は経費節減が目的なのかということについては、近年の少子高齢化による高齢化率の上昇や平均寿命の延伸等を鑑み、見直しを行ったものであり、経費節減を一番の目的としたものではないという答弁であります。

次に、児童福祉総務費、保育士確保対策事業費について、保育士の配置基準はどのようになっているのかということについては、年齢に応じて決まっており、0歳の園児3人に対して1人、1・2歳児6人に対して1人、3歳児15人に対して1人、4・5歳児25人に対して1人という配置基準があるという答弁であります。

次に、保育士が少ないから入所できないということはあるのか、また、保育士確保事業の事業評価をどのように判断しているのかということについては、保育士不足で入所できないということはない。また、評価については、本市の修学資金貸付事業等の様々な事業の実施により一定の保育士が確保できており、成果が出ていると考えるが、保育士の確保については厳しい状況が続いていることから、今後もしっかりと事業を継続していきたいという答弁であります。

次に、扶助費、生活保護扶助事業費について、前年度と比較し減額となっているが、本市の生活保護受給世帯の動向はどうなっているのかということについては、令和8年1月末時点での生活保護の開始・廃止件数は、開始世帯が269世帯で、受給者数は376人、廃止世帯が342世帯で、受給者数は416人となっており、廃止件数が開始件数を73世帯、40人上回っている状況となっている。本市の生活保護受給者数は、平成24年12月をピークに徐々に減少しているが、現在では、単身高齢者世帯が高い水準となっており、近年は微減傾向が続いているという答弁であります。

次に、衛生費、環境対策費、その他の環境対策費について、スズメバチ駆除費補助金が前年度に比べ減額となった理由は何か。また、スズメバチの発生件数が予想を上回り予算が不足した場合の対応はどうするのかということについては、予算の算定方法については、過去3か年の発生件数を基に積算しており、令和8年度と比較して令和7年度の予算額が多い理由としては、算定の参考とした令和4年度の発生件数が多かったためである。また、予算額以上の補助申請があった場合には、基本的には補正予算にて対応したいと考えているという答弁であります。

次に、農林水産業費、農業振興費、その他の農業振興費について、有害鳥獣駆除員と鳥獣被害対策実施隊員は何人なのか。また、平均年齢はどのようになっているのかということについては、有害鳥獣駆除員の人数は、令和5年度が47人、6年度が56人と増加しており、平均年齢は、令和5年度が69.1歳、6年度は40代、50代の新規加入者があり67.4歳に下がっている。鳥獣被害対策実施隊員の人数は、令和5年度が15人、6年度は17人と2人増加しており、平均年齢は、令和5年度が73.3歳、6年度が71.9歳となっているという答弁であります。

次に、林業振興費、森林整備事業費について、荒廃竹林整備事業はどのような内容かということについては、国から自治体へ譲与される森林環境譲与税を財源とし、県が作成する森林簿に記載された個人等が所有している竹林を対象に、施業対象竹林を特定するための現況調査及び対象竹林所有者の意向調査を行い、同意を得た箇所の皆伐等を実施する事業であるという答弁であります。

次に、予算増額の理由は何かということについては、令和7年度の意向調査の結果に基づき、令和8年度から竹林の整備を実施するため、増額しているという答弁であります。

次に、商工費、商工業振興費、商工業振興事業費について、新規創業支援資金融資制度はいつから開始され、どのような仕組みなのかということについては、これまで直近10年で貸付実績が1件のみとなっていた飯塚市中小企業融資制度の見直しを行う中で、金融機関などから新規創業を支援する融資制度のニーズが高いとの意見があり、令和6年4月に新規事業として開始している。制度の仕組みについては、本市で新たに中小企業として創業する方や創業して5年未満の中小企業を支援するため、低金利での借入れができるよう、本市が指定金融機関に融資資金を預託し、金融機関はそれに自己資金を加えて融資を行う。預託金は年度当初に指定金融機関に預託し、年度末に金融機関から市に全額返還されるという答弁であります。

次に、観光費、観光振興事業費について、旧伊藤伝右衛門邸で開催している夜間開館イベントの来場者の状況はどのようになっているのか、また、周辺の飲食店や商店街へ人の流れを誘導するような、他事業との連携も含めた具体的な考えがあるかということについては、2月7日から土日祝日の12日間で1636人が来場された。そのうち、市外からの来場者が77%を占め、20歳代から30歳代の若年層の来場が多い傾向にあり、本事業は新たな需要の掘起こしやナイトタイムエコノミーにもつながる取組であると考えている。今後はこういったイベントに併せ、民間団体等が商店街や集客が見込める場所で飲食を楽しむことのできる夜のイベントを同時に開催するなど、滞在時間の延長や消費額の増加等、経済効果にもつながるような取組を民間団体等と一緒に考えていきたいという答弁であります。

次に、土木費、土木総務費、定住化促進事業費について、定住促進住宅改修補助金制度を廃止した理由は何かということについては、本市では、移住定住の促進を図る取組として、住宅取得移住奨励事業、戸建て中古住宅取得補助事業、定住促進住宅改修補助事業の3つの事業を運用していたが、これらの事業の主要な財源である国の社会資本整備総合交付金の交付率が極めて低くなり、一般財源の持ち出しが大きくなったことから、当初予算の計上に当たり、限られた財源での運用を検討し、各事業の効果検証に基づき、国の社交金の対象事業でなく一般財源により全額支出している定住促進住宅改修補助事業の予算計上を断念したという答弁であります。

次に、本事業は、定住促進や市内事業者への経済効果において一定の成果を上げており、事業の復活に向けて再検討できないのかということについては、今回の制度廃止については、多角的な検証が不足しており、早急に再検証を行い、必要であれば、迅速な財政措置について実施するという答弁であります。

次に、消防費、非常備消防費、消防団運営事業費について、消防団員の人数の推移はどのようになっているのかということについては、令和8年1月の消防団員数は930名であり、令和4年度から116名の減少となっている。その要因としては、入団者数は一定数あるものの、消防団員の高齢化等による退団者数が増加していることが考えられるという答弁であります。

次に、新入団員を確保するためにどのような取組を行っているのかということについては、令和6年度に、国・県の補助事業を活用し、民間広報誌への勧誘記事の掲載や、団員募集マグネットシートの配布事業、消防団協力事業所の登録促進等を行っている。併せて、各分団等において、各地域で行われるまちづくり事業などへの参加、SNS等の活用、民間イベントへの参加等を通じ、消防団が地域資源の主要である旨の啓発を行っているという答弁であります。

次に、教育費、事務局費、職員給与費について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーへの相談件数の推移はどのようになっているのかということについては、スクールカウンセラーについては、令和5年度が722件、令和6年度が1342件であり、スクールソーシャルワーカーについては、令和5年度が1680件、令和6年度が2522件となっており、いずれも増加傾向にある。増加の理由としては、不登校に関わる相談件数の増加、併せて、各学校の先生が不登校の児童生徒を外部機関であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーにつなごうとする懸命な努力により増加しているという答弁であります。

次に、令和8年度の配置はどのようになるのかということについては、スクールカウンセラー

は現状のまま5名であるが、スクールソーシャルワーカーは、家庭へ直接的な支援を行う相談内容が増加していることから、1名増員し6名体制とし、現在市内を5ブロックに分けているところを、6ブロックに分けることでより充実した支援が行えるよう取り組んでいくという答弁であります。

次に、保健体育施設整備費、保健体育施設整備事業費について、穎田体育施設解体事業費の財源は何か、また、事業内容はどのようなになっているのかということについては、財源は一般財源となっている。事業内容としては、飯塚市総合体育館の開設に伴い機能集約を行った旧穎田体育館、旧穎田武道館、廃止している旧穎田町民プール及び当該敷地に隣接している旧穎田児童館と一緒に解体するための設計委託業務となっているという答弁であります。

次に、本市の方針として、用途を廃止した施設については現状有姿での売却が基本となっているが、どのような理由で解体するのかということについては、総合体育館の建設には、公共施設等適正管理推進事業債を活用しており、活用の際には令和10年度末までに統廃合した施設の除却または売却が条件となっている。現状有姿での売却に向けて、2度のサウンディング調査の公募を行ったが参加申込みがなく売却の見通しが立たなかったため、施設を解体し期限までに事業が完了するよう計画的に進めることとしているという答弁であります。

次に、学校整備費、空調設備整備事業費について、どのような事業内容で、設置時期はいつになるのかということについては、教員及び児童生徒の熱中症対策に向けた教育環境の改善は喫緊の課題で、避難所としての防災の観点からも早急な対応が求められているため、小中学校の屋内運動場等へ空調設備を整備するもので、令和8年度に基本設計、9年度に実施設計を行い、10年度からの設置を考えているという答弁であります。

次に、国から屋内運動場等への空調設備設置の早期実現に向けた内容の参考資料が発出されているが、設置時期を早めることはできないのかということについては、参考資料に工期短縮に向けた他市事例の記載もある。少しでも設置時期を早められるよう努力していきたいという答弁であります。

このほか、審査の過程において、職員資格取得助成事業の拡充、婚活支援事業の抜本的な見直し、選挙時間の短縮について、地域猫活動におけるクラウドファンディングの活用、こども・若者プラザいづかの閉館時間の延長、住環境の変化に即した新設公園整備、校内教育支援センターへの支援員の配置、飯塚市小中学校学力向上推進委員会の積極的な活用、生涯学習ボランティア謝礼金の単価見直し、飯塚会配付資料の文書管理について、奨学資金貸付制度を活用した定住政策及び地元企業の振興について、自主財源の戦略的な増加策について、多くの提言なり指摘がなされました。

以上のような審査の後、委員の中から、詳しくは本会議で述べるが、暮らしの応援、無駄遣いのチェック、公正で透明な市政運営という3つの視点からの指摘と、そのほか、各分野に関して指摘すべきところがあり、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（城丸秀高）

令和8年度一般会計予算特別委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は「議案第31号 令和8年度 飯塚市一般会計予算」に反対の立場から討論を行います。

日本国憲法第8章に定める地方自治の本旨は、住民自らの意思による住民自治と国から独立した団体自治を根幹とし、住民の福祉増進を図ることです。地方自治体は、福祉、医療、教育など

生活に密着した行政を自主的に実施し、地域住民の命と安全を守る福祉の機関としての役割を担います。

アメリカとイスラエルのイラン攻撃に厳しい批判が広がり、トランプ大統領が求めるホルムズ海峡への艦船派遣には関与しないとの見解や懸念が表明されています。国連憲章、国際法違反を決して許さず、対話と外交による平和の流れで包囲し、未来を守る努力が重要です。日本国憲法は第2章に戦争の放棄を規定し、「第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」としています。他国を攻撃し、政権指導部にある者を殺害、または拘束し、住民の命を残酷に奪い、世界中から厳しい批判を浴びても、国際法には制限されない、自分を止められるのは自分だけだと居直るトランプ大統領に追随して、勢いに任せて自衛隊を海外に派遣することが許されないのは当然であります。

日米安保体制による長期にわたるアメリカ言いなり、財界優先を特徴とする自民党政治の下で、日本経済は重大な局面を迎え、社会保障の切捨て、大軍拡、大增税の路線の下、新型コロナウイルス期から引き続く物価高騰によって、国民生活は深刻な局面を迎え、各分野で世直しを求める声が大きく広がっています。こうして、地方自治体たる本市の役割はいよいよ重大になっています。

本市の財政状況は、本市発足以来、連続黒字決算であります。財政調整機能を持つ財政調整基金と減債基金の合わせたものについて、本市は目標値を60億円、見通しは2倍の117億円としています。新年度予算編成後の令和8年度末見通しは、ほぼ同額となっています。無駄遣いのお金は1円もないが、暮らしの応援、福祉の充実のお金は十分確保できます。

今回、予算案について、日本共産党は、住民福祉の増進の立場、住民が主役の立場から、次の3つの視点で審査してきました。第1は暮らしの応援、第2は無駄遣いのチェック、第3は公正で透明な市政運営であります。武井市長の実質3年目の予算編成は、市民の願いに応えるものにはなっていません。以下3つの視点に沿って幾つか指摘します。

第1の暮らしの応援の視点からです。学校給食費の無償化は国の制度で、小学生を対象に実現しました。中学生までの無償化実現へ条件ができたのに、市独自の実施は図られていません。新たに必要なお金は1億7800万円です。福岡県下では17自治体、28%が完全無償化であります。

保育料の無償化は、全てのこどもを対象に広げるのに必要なお金は1億3400万円です。今回、予算案はこの要望に応じていません。福岡県下では田川市郡が実現しています。

子ども医療費助成は入院・通院とも18歳まで拡大するのに必要な予算は、あと1億7200万円ほどです。

この3つの事業に必要な財源4億8400万円は、一般会計予算の0.57%程度を組み替えれば実現できるのであります。

このように、市民の期待に応えない一方で、武井市長が大幅削減、事業廃止したのが、敬老祝金事業と住宅改修補助制度であります。敬老祝金事業は4301万9千円から1378万5千円へ2923万4千円の減額となっています。あまり評判のよくなかった、祝品カタログ方式を現金給付に戻しましたが、これまでの対象から77歳と99歳を削除しました。高齢者が増えるから経費がどんどん増えるかのような説明がありましたが、現行制度での見通しを資料を要求して質問すると、実は減少傾向であることが分かりました。このように削減する必要がどこにあるのでしょうか。しかも、公正性に疑問があるから廃止、所得制限を導入するという意見は、老人福祉法に基づく制度の趣旨そのものを大切にしないものであり、日本共産党は反対です。

住宅改修補助金制度は事業廃止され、令和7年度は2005万1千円でしたが、今回はゼロ、予算計上はありません。審査の過程で久世副市長が、「今回この制度の廃止につきまして、ただ

いま道祖委員、川上委員からご質問等頂いている中で、やっぱり多角的な検証が決定的に不足しているんだろうなど。社会資本整備総合交付金が減少しているのは確かに事実であります。当然のことながら、補助金等が減ってくれば、我々、出るほうに当然、気を使うわけですけども、ただそれだけの理由で一つの事業をやめるということはあまりにも検証が足りてないなど。定住人口増というふうに、要は、定住も、当然今住んでらっしゃる方も、当然うちのほうにとどめていかななくてはいけないので、そういった部分では、この事業については効果があるなど。年間3億円の工事が出るのならば、当然それでも効果が出ているんだろうなど。要は、多角的な検証が足りていないんですね。これにつきましては、先ほど都市建設部長も答弁しましたが、早急にそのような検証をいたしまして、必要であれば、迅速な財政措置について実施いたします。」と、このように異例の答弁をしました。しかし、今回予算で復活すると言わなかったのであります。住宅改修補助金事業は、もともと地元中小建設業支援と住民福祉を目的にした住宅リフォーム助成制度だったものであります。経済効果は少なくとも10倍を超えてきております。制度の変更がありました、その事業の趣旨は変わっておらず、充実こそが求められます。

第2は、無駄遣いのチェックです。ふくおか県央環境広域施設組合の負担金がありますが、本市が7割程度を負担するという新しいごみ処理施設整備事業816億円は、住民へのまともな説明のないままのゴリ押しは許されません。

新しい人権啓発センターはおおむね12億円とのことですが、地盤調査結果によって、地下埋設物やフミン酸を含む土壌など問題があるとされており、物価高騰と併せて事業費はどこまで膨れ上がるか分かりません。使用目的も曖昧なら、維持管理の形態も不明です。建設費とともに、維持管理費が市財政を大きく圧迫しかねません。

筑穂人権啓発センターについては、地元から存続・充実の要望書が提出されています。穂波・立岩の人権啓発センターとともに廃止し、部落解放同盟等への無償貸与、さらに、無償譲渡を進めてはなりません。

部落解放同盟への補助金1756万4千円は前年度比で286万9千円の減額です。「その内訳、根拠は、部落解放同盟から聞いていないので分からない。」こんなとんでもない答弁がありました。本市発足から今回予算までの補助金累計はおおむね5億5077万円に上ります。この内訳の大半は、幹部ら個人に渡るものであります。これら全体は同和会を含めると6億円を超えるのであります。NPO人権ネットいづかへの委託料は同じく減額の4846万9千円ですが、人権に関わる事業を市が直営で行わず、部落解放同盟の方針でつくられた団体に独占的に委託を継続することが適切でないことは、既に明らかであります。今回予算までの委託料の累積はおおむね8億8486万円であります。このほかにも補助金交付委託における随意契約など、恣性に流されているところが見受けられます。

第3は、公正で透明な市政運営であります。飯塚市政で指摘される政治家、市役所幹部、業者、部落解放同盟の不透明ななれがあります。その背景に、麻生勢力の存在も見られます。

事務所を飯塚商工会議所に置き、専務理事が事務局を担当し、来年は1967年の結成から60年となる飯塚会は、市内官公署、大学団体等の代表者、現在は32人で構成され、飯塚市役所では市長、副市長、教育長、企業管理者のほか、議長、副議長が会員となっています。年会費1人3万円は、長年にわたって税金や水道料金、下水道使用料金など公金を財源としてきました。市役所以外に一つの団体から複数の会員が出ているのは、飯塚商工会議所の6人だけです。

日本共産党は令和8年3月3日の一般質問で実態に迫る質問を行い、久世副市長らの答弁によって、偶数月の第2木曜日、午後6時に、麻生大浦荘などの会場に会員らが集まり、箱弁当を食べ、酒を酌み交わしながら、それぞれの知り得た情報を交換し融和する、馴染んで溶け込む、これが唯一の活動実態と見られるわけであります。

武井市長は会合に参加して、飯塚税務署、飯塚警察署、陸上自衛隊飯塚駐屯地の代表者と情報交換したと答弁しました。どの団体の誰が会員なのでしょう。予算特別委員会での答弁によっ

て、22団体32人、内訳は、飯塚市役所が市長、副市長2人、教育長、企業管理者の5人、飯塚市議会は、議長、副議長の2人、国・県の機関が5人、大学3人、民間団体が10人、飯塚商工会議所が6人、飯塚商工会が1人と明らかになりました。会員名簿は飯塚市役所が保有していますが、情報開示請求に対して、市役所関係者以外は黒塗り資料を提出し、市議会一般質問でも飯塚商工会議所の関係者が認めないとして答弁を拒否しました。

また、公金支出について不適切な処理も見られます。さらに、収支報告書等の重要書類を公文書として管理しないままでした。これによって飯塚会は、秘密結社でもないのに、59年間も市民に対しては情報開示するものが制約されることとなったのです。住民自治と大いに矛盾があります。これも大事な教訓の一つです。

児童クラブ・児童センター委託料の6億1133万6千円は、過去最大規模であります。シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社九州・沖縄支店へ2026年度から3か年の契約です。3か年委託です。契約金額は18億3384万円です。契約規則第52条によって、市長は契約保証金を納めさせなければならない。その額は10%ですから、1億8千338万円のはずです。これを第2項規定により免除しようと、当初4号を適用としましたが、それに必要な事項証明書の提出がなく、契約締結が遅れて引継ぎに支障が出始めた。この段階で、契約保証金の支払いを求めてしかるべきところなのに、本市はあくまで免除にこだわり、適用を第10号に変更して、免除にこだわったわけです。契約規則はこのように取り扱われるべきでないことは当然であります。

こどもの安全にも不安が残ります。シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社九州・沖縄支店は、本市の学校給食調理業務の委託業者でもあります。庄内小学校、庄内中学校を2012年度、颯田小中一貫校は2013年度から2027年度まで、また、幸袋小中一貫校を2019年度から2028年度まで受注しています。配食数2200食で、全体の21.3%を占めています。学校給食特別会計を廃止したのは、2021年のことでありました。

ふくおか県央環境広域施設組合と本市の関係の不透明性も深刻です。武井市長は、組合長として令和7年11月26日施設組合議会において、新ごみ処理施設に関する報告の中で、見直しを正副組合長会議で決定したと原稿を読んで発言しましたが、施設組合の会議録には正副組合長会議から正副組合長協議へ移行して決定したとあります。原稿が組合関係者が書いたのであれば、違うはずはありません。一体誰が書いたのでしょうか。このことを私が指摘したのは、令和8年3月3日の一般質問でしたが、この件について、誰も責任ある見解を示すことができないままです。

昨年3月定例会では、新しいごみ処理施設事業者の選考委員である久世副市長が飯塚市議会12月定例会の反省をしようなどと誘われ、施設組合議員と2人だけで市内焼き肉店で会食して5千円だけ渡して精算してもらったと答弁しました。また、武井市長も別の機会にこの議員と会食を共にしたことを認める答弁をしました。

部落解放同盟幹部との関係はどうか、この団体が事務所としている伊岐須会館で、この団体幹部と市役所幹部28人が立食パーティーを楽しんだのは、2023年8月4日のことです。市役所は市職員倫理条例に照らして、問題はないという態度です。補助金の増額申出があったのはその直後であり、新人権啓発センター建設の合意を結んだのは、ちょうど4か月後の2023年12月4日です。この団体の規約は、書記長の選出は定期大会の事項としています。2023年11月実施、市議補選を前に辞職した専従役員の書記長が復帰したからと、補助金から人件費を支給する了承を得たのは、4か月後の2024年1月29日、担当課長への電話連絡でした。この時期に定期大会が開かれたことは確認されていません。

次に、予算計上にあつた幾つかの課題について述べます。伊岐須会館運営費補助金については、二瀬まちづくり協議会、青少年健全育成会及び部落解放同盟飯塚市協議会で作る運営委員会へのものとの説明です。補助制度スタート当初からそれぞれに遺漏が生じており、この際、検証が

求められます。

コミュニティバス等運行業務委託料については、柔軟な運行改善のために、利用者とともに利用できていない市民、また、委託業者のドライバーの皆さんの声を定期的に反映させる必要があります。

交通安全施設整備事業は、道路反射鏡、転落防止柵、外測線など路面標示をするものですが、計画として44か所設置するとしています。国の交付金を活用する事業ですが、2015年度の約3076万円から大きく減少し、令和8年度は1490万円に落ち込んでいます。危険箇所を指摘する声に応えるために、一般財源による事業を拡大する必要があります。

市税等徴収事務改善事業費については、個人情報保護の観点から、市役所の直営に戻すことを検討すべきです。

社会福祉協議会支援事業費は法に基づく対応で重要ですが、補助金の額について透明性を確保しなければなりません。納骨堂整備関連事業費については、市納骨堂として市民が利用できるような条件のあるところから、地元協議を研究する必要があります。市の担当課は人権・同和政策課から変更し墓地埋葬等に関する法律に基づいた適正管理が求められます。鶯塚納骨堂は地元要望に沿って、アクセスの改善が急がれます。

農業施設（市内各所）維持管理費については、農機具保管庫28か所、農業共同作業所等12施設のものであります。市が鍵を持たず使用契約もなく、中には特定の個人が占有する事態もありました。この3年間に是正が進んでいますが、公正な管理運営にはさらに努力が必要です。

筑前茜染協議会補助金は、茜染め伝統の振興のために必要ですが、横領事件発覚の後、日章旗、日の丸の額装費用を盛り込んだ経過について、市としても、補助金を受け取る団体としても、市民に対する説明はまだ終わっていません。

部落解放研究集会講師等謝礼金については、令和7年10月、講演料35万円を支払った部落解放同盟県連委員長の講演の記録を市役所は保有していないと言います。著作権保護を理由に拒否されたため、録音もしていないというのが言い分です。

人権教育・啓発実施計画の策定についてです。本市は、同和地区は存在しない、被差別部落も存在しない、と見解を明らかにしています。関係法や条例はもちろん、この間の人権教育・啓発に関する基本計画や実施計画にも、本文には記載がありません。ところが、市民意識調査は福岡県人権研究所に委託するようになって以降、これらの表現を使った問いが入り込んでいます。この市民意識調査をベースにする人権教育・啓発実施計画の策定は認められません。

会計年度任用職員の地域活動指導員の配置には、解放子ども会支援担当があります。解放子ども会として、行政が子どもたちを囲い込むことが人権の流れへの逆行であります。部落解放同盟の関与は認められません。

市営住宅使用料についてです。部落解放同盟の幹部の了解がなければ空き家入居募集をしないやり方は、地域改善対策事業が終結し、一般行政の移行への抵抗であります。日本共産党も市議会での批判を受けて、部落解放同盟と協議したこともあります。抜本的な改善を速やかに行うべきです。

ごみ処理手数料については、市民と協働して、ごみ減量を大きく進めなければなりません。新ごみ処理施設整備事業と一般廃棄物処理基本計画の見直しの中で、統一ごみ袋代の検討も動き始めると見られますが、ごみ減量には消極的、ごみ袋代を重くするやり方は許されません。

学校給食調理業務委託料は直營業務の廃止を当然のように進め、一富士フード、日米クック、共立ソリューションズ、ハーベストネクスト、そして、先ほど紹介しましたシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社九州・沖縄支店に渡されました。児童センター・児童クラブ運営業務を3年間で18億3384万円で契約した会社です。

最後に、防災安全については、風水害とともに、地震について福岡県が昨年10月に発表した被害想定に基づく取組の強化が急がれます。

以上で私の討論を終わります。

○議長（城丸秀高）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第31号 令和8年度 飯塚市一般会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「常任委員会の閉会中の継続審査事件」を議題といたします。

会議規則第105条の規定により、総務委員会から「働き方改革推進計画について」を、福祉文教委員会から「困難を抱える子どもやその家族に対する支援について」を、協働環境委員会から「協働のまちづくりの推進について」を、経済建設委員会から「経済政策について」を、閉会中の継続審査事件として、それぞれ調査終了まで付託していただきたいとの申出がありました。

お諮りいたします。閉会中の継続審査事件について、各常任委員会からの申出のとおり、それぞれ付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

「議案第68号 監査委員の選任につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。武井市長。

○市長（武井政一）

ただいま上程されました「議案第68号 監査委員の選任につき議会の同意を求めること」について、ご説明いたします。「議案第68号」は、令和8年5月16日付をもって任期満了となります。監査委員につきまして、井上信也氏を新たに同委員として選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いたします。

○議長（城丸秀高）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第68号 監査委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第69号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。武井市長。

○市長（武井政一）

ただいま上程されました「議案第69号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること」について、ご説明いたします。「議案第69号」は、令和8年5月16日付をもって任期満了となります。教育委員会委員につきまして、前田真希氏を新たに同委員として任命したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いたします。

○議長（城丸秀高）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第69号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立ください。

（起立）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定しました。

「議案第70号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。武井市長。

○市長（武井政一）

ただいま上程されました「議案第70号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、ご説明いたします。「議案第70号」は、令和8年5月26日付をもって、任期満了となります飯塚市等公平委員会委員につきまして、古川幸代氏を引き続き同委員として任命したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（城丸秀高）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第70号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願ひます。

（起立）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第71号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」から「議案第74号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」までの4件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。武井市長。

○市長（武井政一）

ただいま上程されました「議案第71号」から「議案第74号」の人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて、ご説明いたします。令和8年6月30日付をもって、任期満了となります人権擁護委員につきまして、「議案第71号」は、小出康子氏を引き続き同委員の候補者として、「議案第72号」から「議案第74号」までは、沖野光一郎氏、中山雅子氏、原田敬介氏を新たに同委員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（城丸秀高）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案4件は、会議規則第36条第3項の

規定により、いずれも委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案4件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第71号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

全会一致。よって、本案は同意することに決定しました。

「議案第72号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第73号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第74号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第77号 副市長の選任につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。武井市長。

○市長（武井政一）

ただいま上程されました「議案第77号 副市長の選任につき議会の同意を求めること」について、ご説明いたします。「議案第77号」は令和8年1月1日以降、不在となっております副市長につきまして、許斐博史氏を新たに副市長として選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（城丸秀高）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

副市長はどのような条例によって規定されているんですか。

○議長（城丸秀高）

武井市長。

○市長（武井政一）

地方自治法第162条であると考えます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私は条例と聞きました。

○議長（城丸秀高）

人事課長。

○人事課長（日高政徳）

飯塚市副市長の定数を定める条例で規定されております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

どうなっていますか、紹介してください。

○議長（城丸秀高）

人事課長。

○人事課長（日高政徳）

第1条で、趣旨が、「この条例は、地方自治法第161条第2項の規定に基づき、副市長の定数を定めるものとする。」第2条で、「副市長の定数は、2人以内とする。」でございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

2人以内ということになってるんですか、定数規定が。

○議長（城丸秀高）

人事課長。

○人事課長（日高政徳）

2人以内でございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

先ほど武井市長の提案理由説明は、条例に基づいてないのではないかと思います。つまり、現在、副市長1名が不在となっておりますので、というふうに言われましたでしょう。1人でもいいんじゃないですか。条例との関係でいえば、そうであれば、提案理由説明が十分ではないのではないかと思います。そこのところどういうふうに整理されていますか。

○議長（城丸秀高）

武井市長。

○市長（武井政一）

提案理由の中では、現行の副市長2名を維持したいという旨の、その前提で申し上げましたので、その前の大前提についてお話しさせていただきますと、まず、私どもを取り巻く環境の中で行政課題も大変複雑化・多様化しております。そしてまた、市民のニーズも増大していく。私どもの仕事も大変増えていく中で、副市長を2人擁し、業務の推進にしっかり当たっていくということは非常に重要であろうかと思っています。また、人口規模から申しましても、県内を見まして私どもの人口の規模、約12万3千人でございますけれども、自治体としては副市長2人制というのは適当ではないかなと考えております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

前片峯市長の下で定数を2名以内とするということで、実質2名になったんだけど、そうしたらどうということが起こったかということ、前市長は、委員会出席をやめたいと。副市長2人に任せて、自分が出ないというふうに議長に申し入れた経過があるんだけど、承知されていますか。

○議長（城丸秀高）

武井市長。

○市長（武井政一）

申し訳ありません。私は存じ上げません。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

現在の常任委員会の出席について変更しようとか、まさか思っていないですよ。

○議長（城丸秀高）

武井市長。

○市長（武井政一）

考えておりません。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そういうことはしませんか。

○議長（城丸秀高）

武井市長。

○市長（武井政一）

私が招集する議会は当然、私がしっかり入ってまいりますし、閉会中につきましても、これまでの慣例どおり中に入れていただいて、議論についても関わっていきたいと思います。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それは分かりました。2人にする必要があるのかなとは思っただけ。

それからもう一点、男女共同参画の視点から見たときに、私は2人にすることについて、この間、同意したことはないんですけど、今回、女性のという視点、男女平等という視点で見たときに、この案件に載っている、議案となっている方が能力的に、人格的にどうこうということではなく、女性の視点という点を市政に反映させていくという点で、どういう判断をしたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（城丸秀高）

武井市長。

○市長（武井政一）

まず、私が前市長が任命されました人事をそのまま引き継いで、副市長には業務を遂行していただきました。飯塚市初の女性副市長ということで、民間企業にお勤めになっていたり、大学にご勤務ということで、そしてまた、直近が国の内閣府の男女共同参画局におられたということで、そういう意味では大変、一定の市政に対する効果があったのではないかなと思います。

今回任命される方も当然、これは、女性、男性を問わず市が全体として、男女共同参画社会の実現に向けてしっかりプランを立てて進めていることですから、当然、飯塚市では規則で2人の副市長については職務内容をしっかり明記しておりますが、その範疇の中で、副市長にしっかりやっていただきたいと思っております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

自認する性として、男性であろうと女性であろうとそうではなかろうと、ということはあるん

だけど、今私が質問したのは、これまで女性の副市長でした。今度、2人目をぜひともと言っているときに、女性でないわけだから、そここのところの判断をどうしたのかなという意味合いです。

○議長（城丸秀高）

武井市長。

○市長（武井政一）

先ほども冒頭、この2人制を維持させていただきたいというお話の中でご説明申し上げましたけれども、大変私どもを取り巻く環境として、行政課題は多様化・複雑化しております。そういう中で、今回の人事は、質問議員がおっしゃいますような方向ではなく、今回の副市長を選んだというのは、私は市の職員であり、また部長職としてこれまで市の様々な現状や取組の状況を把握して、しっかり飯塚市としては今、行政経営改革も進めております。私どもの組織の母体自体も改革していきたいと思っておりますので、そういったところにしっかりメスを入れて、また実行できる人材というようなことで、副市長選任の方向性を少し変えて、今回、任命させていただきたいと思っておりますのでございます。

○議長（城丸秀高）

ほかに質疑はありませんか。12番 金子加代議員。

○12番（金子加代）

質問させていただきます。令和8年度の施政方針では、現状では事業実施に関して、財政調整基金の多額の取崩しが続いており、枯渇が現実的に懸念される状況にあります。予算特別委員会の中でも、本市の財政は大変厳しい状況になるということも述べられておりました。まず、お聞きしたいのは、副市長が1人の場合と2人になったときの人件費について、お示してください。

○議長（城丸秀高）

人事課長。

○人事課長（日高政徳）

副市長1人の人件費につきましては、年間で1535万2千円となっております。1人増えたということであればこの金額が増となる予定でございます。

○議長（城丸秀高）

12番 金子加代議員。

○12番（金子加代）

1人分が約1530万円で、2人になると約3千万円になるということですね。分かりました。では、再度お聞きしますが、この副市長2人制の必要性について、市はどのような考えの下、行うつもりなのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

武井市長。

○市長（武井政一）

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、私どもを取り巻く環境、行政課題は大変複雑化・多様化しております。市民ニーズも拡大しております。それに伴って私どもの施策事務事業も拡大しているところですが、そういう中で、ぜひこれまで職員として、また、部長として、この市の現状や課題、取組をしっかりと分かった人材に私の補佐役としてサポートしていただきながら、進めていきたいということでございます。

○議長（城丸秀高）

12番 金子加代議員。

○12番（金子加代）

今、1人体制ですよね。このまま1人体制が続いた場合、具体的にどのような支障が生じるのか、両面からの説明を求めます。

○議長（城丸秀高）

武井市長。

○市長（武井政一）

具体的に個別の施策、事務事業について、ここで申し上げることは難しいんですが、例えば、事務執行の適正、そしてスピード化ということ、そういうことでやはり、2人いるということは大きなメリットがあるかと思えます。昨年の出水期には大きな雨が降りませんでしたけども、例えば、災害が起こったときには、2人いるということは大変心強い重要なポイントになるかと思っております。そういう面で、事務事業の推進に当たって、やはり、スピードを上げていくには、それぞれの分担領域を少し絞り、その分の調整を図りながら、マネジメントしていただいて推進するということが大事だろうと思っております。

○議長（城丸秀高）

12番 金子加代議員。

○12番（金子加代）

私たち議会は、結局28名から24名になりました。そのときも人口減が問題で、多様な問題があったとしても、人口が減ったことによって減らさなければならないという判断でした。私は反対いたしましたけども。行政側は、多様な問題解決のために人が必要だというふうにおっしゃるといふことの理解でよろしいですか。

○議長（城丸秀高）

武井市長。

○市長（武井政一）

今ご指摘いただきました人口というのも、やはり基本的な目安になるかと思えます。具体的に申し上げますと、現在2人おられるのは、福岡市・北九州市は3人ですけども、久留米市、そして大牟田市、大牟田市は約10万1千人ぐらいですから、うちよりもっと人口は少のうございます。人口規模というのは一つの目安になるかと思えます。

○議長（城丸秀高）

金子議員に申し上げます。今、人事議案で、この人がいいか悪いかの判断をしていただくということですので。12番 金子加代議員。

○12番（金子加代）

今回の副市長人事については、総務部長からの登用が提案されております。この人選に至った経緯等、評価基準について、できるだけ分かりやすくご説明ください。

○議長（城丸秀高）

武井市長。

○市長（武井政一）

先ほど申し上げておることを理由として、適任であるということで、今回、人事議案として提案させていただきました。

○議長（城丸秀高）

12番 金子加代議員

○12番（金子加代）

私は経過が聞きたいというふうに——、もう少し聞かせていただけますか。

○議長（城丸秀高）

12番 金子加代議員に申し上げます。経過は関係ないと思えますので、この人がいいかどうかです。

暫時休憩いたします。

午後 2時10分 休憩

午後 2時19分 再開

○議長（城丸秀高）

本会議を再開いたします。12番 金子加代議員。

○12番（金子加代）

以前、藤江副市長の人事議案を出されたときに、私は、経過についてかなり説明を受けたんですよね。だからこそ、今回も説明を受けたいと思って、経過について説明していただきたいと思って聞いております。

○議長（城丸秀高）

武井市長。

○市長（武井政一）

先ほどの繰り返しになりますけれども、人選に当たっての理由的なことは、もうるお話できたと思っておりますので、適任ということで今回、人事議案を提出させていただいております。

○議長（城丸秀高）

12番 金子加代議員。

○12番（金子加代）

では、どういったところが適任だと思われたのか、お聞きします。

（発言する者あり）

○議長（城丸秀高）

暫時休憩いたします。

午後 2時20分 休憩

午後 2時21分 再開

○議長（城丸秀高）

本会議を再開いたします。12番 金子加代議員。

○12番（金子加代）

副市長たる方ですよ。1人、1530万円。その方に対してどういった経過でなったかとか、基準が分からない。いかどうか決めてくださいというのは、私たちも、総務部長としての仕事の内容は分かります。しかし、副市長としてどういった点で人選されたのか。そういうところをもう少し深く、詳しく聞かせてくださいということを伝えております。

○議長（城丸秀高）

武井市長。

○市長（武井政一）

先ほども少し申し上げたかもしれませんが、現在総務部長として業務に当たっており、市の職員として、私は、一番背景として申し上げております、行政課題が大変多くなってきている中で、市の現状や課題、取組に精通していて、しっかり副市長の任に当たれるということで、今回の人事議案として、適任ということで、提出させていただいたものでございます。

○議長（城丸秀高）

12番 金子加代議員。

○12番（金子加代）

これまで本市は副市長人事において、男女共同参画推進の観点を重視するというような旨を説明されておりました。今回、女性副市長の任期満了後、その考えがどのように整理されているのか、お尋ねいたします。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○議長(城丸秀高)

26番 瀬戸 元議員。

○26番(瀬戸 元)

市長は何度も答えられています。適任であったから上げましたということで、それ以上ないから、あとは賛成・反対をきちっと採ってもらって、採決していただくようお願いいたします。

○議長(城丸秀高)

11番 川上直喜議員。

○11番(川上直喜)

副市長をどうしてももう一人必要ですという判断を出しているわけですから、議会側の質問はもう少し、きちんと答えてもらってね、人事議案だから、ぜひともこの方という、説得感のある答弁をしてもらえば、わざわざ「議事進行」とか言う必要はないと思うんですよ。説得感のある答弁をしてください。

○議長(城丸秀高)

暫時休憩いたします。

午後 2時24分 休憩

午後 2時26分 再開

○議長(城丸秀高)

本会議を再開いたします。武井市長。

○市長(武井政一)

先ほど川上議員のときにお話ししましたが、前市長は、そういうことを理由の一つに挙げられたかもしれませんが、私はもう市全体で進めておりますので、男女を問わず、これは当然ながら副市長として率先して進めていただければならないもの、またできるものと思っております。そういう意味で、何回も言っているとありますが、前回とは副市長人事の方向性を変えて、総務部長としての職に現在ある方、大変適任だということで、私が人事議案として提案させていただいております。

○議長(城丸秀高)

12番 金子加代議員。

○12番(金子加代)

男女共同参画については、女性も男性も関係ないと私も思うところです。しかし、前市長はこう言いました。女性の働き方が大変問題だ。女性も活躍ができる飯塚市になってもらいたい。さらには、——(発言する者あり)すみません、静かにお願いします。それで、もう少し——(発言する者あり)それで、もう一つ言われたのは、——(発言するものあり)女性が生まれてから亡くなるまで大変な苦労がある、その辺の整理もお願いしたい、とまで言われていました。それが実際、どこまで推進されているのか、調べられているのか。そういうことが分かって言われた発言なのかなと思って質問しているんです。男女共同参画は女性も男性も関係ない。しかし、困難を抱える女性がたくさんいる。そのことを分かってこの人事議案を出されているのかという、そこまで聞いています。もう一回、答弁をお願いいたします。

○議長(城丸秀高)

暫時休憩いたします。

午後 2時28分 休憩

○議長（城丸秀高）

本会議を再開いたします。武井市長。

○市長（武井政一）

前回の市長のお考えというのは、私には十分に、そのときのことはどういう考えかということとは分かりませんが、先ほど来、申し上げておりますけれども、議員がおっしゃいますように、男女共同参画社会の実現というのは市を上げてやっていることです。これからは当然やっていくし、副市長の任に当たる方はなおさら、しっかりやっていただきたいと思っております。そういったことができる方であるというふうに判断して、今回の人事議案、適任だということで提案させていただいております。

○議長（城丸秀高）

ほかに質疑はありませんか。7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

飯塚市の課題におかれましては、複数の課にまたがるものも少なくございませんし、市にとって重要な課題であっても、1つの課の権限や予算で解決できないものも多くございます。そういった縦割りが難しい課題については市長や副市長が積極的に解決に導いていく役割を担っていると理解しておりますが、そこでお尋ねいたしますが、武井市長の考えとしまして、そういった課をまたぐ課題や、現場だけでは解決が難しい課題が生まれた場合には、副市長に積極的に相談してほしいと、その思いで副市長を2人に増やされたということによろしいでしょうか。

○議長（城丸秀高）

武井市長。

○市長（武井政一）

おっしゃるとおりでございます。

○議長（城丸秀高）

ほかに質疑はありませんか。25番 江口 徹議員。

○25番（江口 徹）

そもそも、飯塚市政において2人副市長制が採用されたのは、梶原副市長が病気になられて、それからでございます。そして、同じ市職員の副市長が2人誕生いたしました。その後、梶原副市長が亡くなられて、その後に、藤江副市長が選任されました。このとき、私自身は2人副市長制には賛同しておりませんので、2回とも反対してるわけなんですけれども、それでも2人副市長を置くときに、視点が違う方を置かれたのは一歩前進であったと思っております。

ところが今回、藤江副市長が辞められて、その後に、今回ご提案の方は、今の久世副市長とかなり経歴が重なっている方が選ばれています。ある意味、視点が同じ方が選ばれたわけです。その点はいかかなものかと思うんです。武井市長にお聞きしますが、あえて藤江副市長の任期を更新をせずに今回、新たな方、総務部長である方を副市長に選任したいという、その理由はどのようなものなのか、お聞かせください。

○議長（城丸秀高）

武井市長。

○市長（武井政一）

もう何回もお話をしておりますが、前任の副市長にはしっかり任期を満了していただきました。その上で今回、先ほど来、副市長の選任の方向性を変えるということで、市の職員、副市長に充てる、そのことは先ほど来、言っておりますけれども、様々な行政課題にやはり、実態・実情、そしてこれまでの取組、そういったものをしっかり分かった人材に、私の補佐役として一緒に、

これから市の様々な課題の解決に当たってほしいということでございます。

○議長（城丸秀高）

25番 江口 徹議員。

○25番（江口 徹）

今の答えですと、それこそ、市政に通じている現在の久世副市長はまさに今回提案の方と同等な経験を積まれて、十分にその任を果たされていると思うわけです。だからこそ視点が違う方だったら選ぶ価値があるかと思うんですが、その点について、改めてお聞かせいただけますか。

○議長（城丸秀高）

武井市長。

○市長（武井政一）

議員のお考えはお考えとして、拝聴をいたしますが、私は2人とも市の職員であっても、市の実情を知った方にしっかりこれから取り組んでいただきたいということで、今回の人事議案として提出させていただきました。

○議長（城丸秀高）

25番 江口 徹議員。

○25番（江口 徹）

もう一点、先ほど金子議員のほうからも財政が厳しいという市の執行部の皆様方も共有している視点だと思いますが、その中で、議会としては、人口減も含めて、縮小というか、その中でさらに能力を発揮する方向を選びました。それに、ある意味、違う方向として、市長はもう1人、置こうとされているわけです。財政の厳しさを含めて、その点についてはどのようにお考えですか。

○議長（城丸秀高）

武井市長。

○市長（武井政一）

まず、冒頭言われました議会が定数についてお考えになったことは、これは議会としてのお考えであり、私も尊重いたしております。また、理解をいたしております。ただ、今回の副市長の人事議案につきましては、もう何回もご説明を申し上げましたが、ぜひ市の職員、部長職にあった方2人で、市の様々な現状・実情・課題に精通した方に様々な困難な課題を、私と一緒に解決していただきたいと、そういったことで、適任ということで人事議案を上げさせていただきました。

○議長（城丸秀高）

ほかに質疑はありませんか。24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

まだ払拭できないのが、令和4年度から令和8年度の予算までで、人件費が約10億円近く上がっていますよね。市長、御存じでしょう。我々は財政調整基金を取り崩しながら、毎年予算を組んでるのを危惧してるわけなんです。先ほども議会が4人定数を削減することによって、少しでも財政面に寄与できないかということで賛成された議員もたくさんおられました。5年間で10億円ということは2億円ずつ、人件費が上がってるんです。今後どのように推移していくのかを想像しますと、今回推薦されている副市長候補を否定するわけではないんですけど、先ほどから市長は適任とおっしゃっていますが、部長の立場じゃできない仕事をするために任命しようということなんでしょうか。

そこで質問ですけど、今、久世副市長がおられますよね。所管分の担当を二分化するようなお考えで選任されたんでしょうか。

○議長（城丸秀高）

武井市長。

○市長（武井政一）

議員がおっしゃいますように、現行の規則で定めておりますので、ご同意いただいたら、そういう体制を維持してまいりたいと思います。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

選任された後は、再確認ですが、部局を以前のように分けて担当していただくというような考えでよろしいですか。

○議長（城丸秀高）

武井市長。

○市長（武井政一）

議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（城丸秀高）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第77号 副市長の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

ただいま選任に同意しました許斐博史さんから挨拶をしたい旨の申出がっておりますので、これをお受けいたします。許斐博史さん。

○副市長（許斐博史）

ただいま副市長の選任に同意をいただきました許斐博史です。私は平成3年より飯塚市職員として、ふるさと飯塚市で35年勤務してまいりました。新たな職責に身の引き締まる思いであります。この間、培ってまいりました経験や皆様とのご縁を力として、市長を補佐し、職員の皆さんと心をつなぐに、その知恵と力を集結して、住民福祉の増進、市政発展に向けて努めてまいり所存です。

また、数々ご心配の声を頂きましたが、その心配の声にもできる限り応えてまいりたいと考えております。市議会の皆様、市民の皆様のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（城丸秀高）

「議案第78号 教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。武井市長。

○市長（武井政一）

ただいま上程されました「議案第78号 教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めること」について、ご説明いたします。「議案第78号」は、令和8年3月31日付をもって任期満了となります教育委員会教育長につきまして、桑原昭佳氏を引き続き、同教育長として任命したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（城丸秀高）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質

疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第78号 教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

ただいま任命に同意いたしました桑原昭佳さんから挨拶をしたい旨の申出がっておりますので、これをお受けいたします。桑原昭佳さん。

○教育長(桑原昭佳)

ただいまご同意いただきまして、教育長に就任することになりました桑原昭佳と申します。教育とは未来をつくることだというふうに思っております。本市の教育大綱の基本理念であります本物志向・未来志向の人づくりのために、「かしこく やさしく たくましい 子どもの育成」、「いつでも どこでも だれでも 学べる環境づくり」、「個性豊かな 新しい文化の創造」、「次代の飯塚市を担う ひとづくり」を目指してまいります。飯塚市が目指すべき教育の実現に向け、本市の未来を担う子どもたちのため、そして市民のために、強い熱意と使命感を持って、全力を尽くす所存でございます。市民の皆様、市議会議員の皆様におかれましては、引き続き、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

簡単でございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長(城丸秀高)

「議会選出各種委員等の選出」を議題といたします。お諮りいたします。議会選出各種委員等の選出につきましては、議長において指名をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。議会事務局にその氏名を発表させます。議会事務局次長。

○議会事務局次長(上野恭裕)

議会選出各種委員等の氏名を発表いたします。国民保護協議会委員に、1番 城丸秀高議員、2番 深町善文議員。民生委員推薦会委員に、18番 吉田健一議員。都市計画審議会委員に、13番 石川華子議員、14番 田中裕二議員、23番 兼本芳雄議員、26番 瀬戸 元議員。地方卸売市場運営審議会委員に、9番 佐藤清和議員、12番 金子加代議員。防災会議委員に、1番 城丸秀高議員、2番 深町善文議員、10番 田中武春議員、27番 坂平末雄議員。企業立地促進審査会委員に、8番 藤堂 彰議員、10番 田中武春議員、27番 坂平末雄議員、28番 道祖 満議員。中小企業融資制度審議会委員に、27番 坂平末雄議員、28番 道祖 満議員。農業振興地域整備促進協議会委員に、27番 坂平末雄議員、28番 道祖 満議員。空家等対策協議会委員に、27番 坂平末雄議員。飯塚市社会福祉協議会理事に、18番 吉田健一議員。飯塚市社会福祉協議会評議員に、7番 藤間隆太議員。飯塚地区防犯協会理事に、1番 城丸秀高議員、3番 光根正宣議員、7番 藤間隆太議員、15番 赤尾嘉則議員、21番 秀村長利議員、23番 兼本芳雄議員。暴力追放・生活安全推進住民会議委員に、1番 城丸秀高議員、2番 深町善文議員、4番 奥山亮一議員、8番 藤堂 彰議員、11番 川上直喜議員、13番 石川華子議員、以上でございます。

○議長(城丸秀高)

ただいま議会事務局に発表させましたとおり、それぞれの委員等に指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれの委員等に出選することに決定いたしました。

「議員提出議案第1号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。17番 吉松信之議員。

○17番（吉松信之）

「議員提出議案第1号」は、決議案でありますので、案文を朗読して、提案理由の説明にかえさせていただきます。

「イランへの軍事攻撃の即時停止と中東地域における平和的解決を求める決議（案）」

アメリカおよびイスラエルは令和8年2月28日イランに対する大規模な軍事攻撃を開始し、イランの最高指導者を含む政府・軍関係者を殺害した。そして、その後の軍事行動で、学校、病院、一般住宅、世界遺産であるゴレスタン宮殿などが被害を受け、多数の無辜の民間人が犠牲となっている。

きわめて重大なことは、トランプ米国大統領が、イラン政権を「巨大なテロ組織」と決めつけ、「大規模かつ継続的な作戦」を実施する、イランの海軍を壊滅させると宣言し、イラン国民に対して、体制転覆を公然と呼びかけていることである。

いかなる理由があつたとしても、武力による一方的な攻撃で、独立した主権国家の最高指導者を殺害する権限は、トランプ米国大統領に与えられていない。この主権国家の体制転覆を目的とした先制攻撃は、戦後の国際秩序そのものを破壊する暴挙であり、国際社会では、断じて許されない蛮行である。

また、イランによる報復攻撃も湾岸諸国に拡大しており、アメリカおよびイスラエルがこの無法な軍事行動を継続するならば、報復の連鎖と武力衝突の拡大は避けられない。中東のみならず世界全体の平和と安定を根底から揺るがす深刻な事態を招くことは、絶対に阻止しなければならない。

特に、エネルギー資源の多くを同地域に依存する我が国にとって、ホルムズ海峡の緊張激化や、原油価格の急騰は、国民生活及び経済活動に極めて深刻な影響を及ぼす重大問題である。さらに、在日米軍の中東派遣は、日本を無法な戦争の出撃拠点にするものであり、平和的解決を求める立場から容認できない。

よって、飯塚市議会は、国連憲章及び国際法を擁護する立場から関係各国に対し、イランへの軍事攻撃の即時停止と、中東地域における平和的解決を求める。

令和8年3月23日。

飯塚市議会。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（城丸秀高）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第1号 イランへの軍事攻撃の即時停止と中東地域における平和的解決を求める決議」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願ひます。

（ 起 立 ）

全会一致。よって、本案は、原案可決されました。

「議員提出議案第2号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「議員提出議案第2号」について、提案理由の説明をいたします。本案は意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べます。

OTC類似薬への「特別の料金」の導入に関する意見書（案）は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣及び厚生労働大臣宛てに提出したいと考えております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（城丸秀高）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

私は公明党会派を代表し、ただいま議題となっておりますOTC類似薬への「特別の料金」の導入に関する意見書案に対し、反対の立場から討論いたします。

本意見書は、患者負担の増大や受診抑制への懸念を理由に本制度の中止を求めるものであります。こうした国民生活への影響を危惧する視点については、私どもとしても十分理解するところであります。しかしながら、我が国の医療保険制度は、急速な少子高齢化の進展や医療費の増大に直面しており、制度の持続可能性をいかに確保するかは極めて重要な課題であります。その中で、軽度な症状に対する医薬品の在り方について見直しを行い、医療資源の適正配分を図ることは避けて通れない検討課題であると考えます。

今回、議論されているOTC類似薬への対応は、いわゆるセルフメディケーションの推進や医療機関の適正受診を促す観点から検討されているものであり、制度全体の効率化と持続性の確保を目的とした一つの方策であります。直ちにこれを全面的に否定し、中止を求めることは、将来世代にわたる医療保険制度の安定という観点から、必ずしも適切とは言えません。

また、制度の具体的な設計や運用に当たっては、低所得者やこども、慢性疾患を抱える方々への配慮など、丁寧な検討が必要であり、公明党としても、国に対し慎重かつきめ細かな対応を強く求めていく立場であります。

したがって、現段階において、制度の導入そのものの中止を求める本意見書には賛同しかねるものであります。

以上の理由により、本意見書案には反対することを表明し、私の討論といたします。

○議長（城丸秀高）

ほかに討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

本意見書案は、「よって」以降に、中心点が書かれてあります。「よって、飯塚市議会は、国会及び政府が、薬剤費について従来どおりの保険適用を維持し、OTC類似薬への『特別の料金』の導入を中止するよう強く要請する」というものです。ここを読めば分かると思うんですけども、今までよりも特別のサービスの負担軽減を国に求めているわけではありません。従来どおりの内容を求めているわけです。新たな「特別の料金」という名前の保険外の負担を押しつけるのはやめてくださいということなんです。新たに負担軽減を要求してはなりません。

従来どおりお願いし言っているわけです。これで飯塚市議会が一致できるのではないかと
思うんです。

中身の問題について言えば、このぐらいのことを、なぜ患者さんが負担できないのかと言わ
んばかりのことを、政府のほうは言ってるわけです。しかし、中ほどに書いておりますように、現
段階でも示されたものは77成分で、約1100品目なんです。内容は、皆さんも、周りの方で
もあるいはご本人でも、日常的に使用してるものがあるかと思うんですけど、鼻炎（内服・点
鼻）、胃痛・胸やけ、便秘、解熱・痛み止め、風邪症状全般、腰痛・肩こり（外用）、みずむし、
殺菌・消毒、口内炎、おでき・ふきでもの、皮膚のかゆみ・乾燥肌など、日常診療で使用される
薬剤が多く含まれているんです。これは、実はその症状に陥ってる方は、日常生活、精神的なこ
とも含めて、維持できないような苦しみではないですか。そこに、保険外保険料を払うんですよ。
高い国民健康保険税も払うのに、それ以外に、自己負担を要求するという中身。それでいいん
ですかということなんです。

その下のほうに書いてますけど、実は本市もほかの都市と同じように、子ども医療費助成があ
ります。しかし、「特別な料金」が保険外になった場合、保険外ということで、子ども医療費の
助成の対象として維持されるかどうか、執行部も調べていますけど、まだ分からないというわけ
ですよ。なぜ分からないかという、国が分からないと言うからでしょう。こんな無責任なこ
とを、今、このくらいは、受益者が負担してもいいんじゃないかみたいな感じで押しつけてくるや
り方は、いいんですかということだと思います。

それから、今、2段目に書いてますけど、「薬剤費の25%を『特別の料金』で10割負担」
というふうになってますけど、これは新年度になると、国はまず、2つの検討をするわけです。
国と言っても自民党と日本維新の会ですけど。2つとは何かというと、対象が広がるわけですよ。
77成分1100品目と言ってますけど、薬剤費以外にも対象を広げていくことを検討するとい
うわけです。

それから、負担が25%ってなってますけど、この負担も広げることを検討するというんです
よ。こういう、小さく産んで大きく育てるとい言葉がありますけど、小さくありませんけど、
こういう感じで、その負担を乗せて、2027年度には、さらに負担を広げていくという、対象
も、負担割合も。ですから、これはやり過ぎじゃないですかということですよ。それでぜひ、今回
の従来のやり方を変えるやり方についてはやめてくださいという意見書（案）になっていますの
で、ぜひ賛同をお願いしたいと思います。

以上で討論を終わります。

○議長（城丸秀高）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第2号 OTC類似薬への「特別の
料金」の導入に関する意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご
起立願います。

（起立）

賛成少数。よって、本案は、否決されました。

「報告第1号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和
解）」の報告を求めます。企画政策室主幹。

○企画政策室主幹（関 敏幸）

「報告第1号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和
解）」について、ご報告いたします。

議案書156ページ及び157ページをお願いいたします。この件につきましては、地方自治
法第180条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報

告を行うものでございます。

本件事故は、企画政策室職員が、民営駐車場内の駐車スペースに進入するために場内通路を横切ったところ、右方向から直進してきた相手方車両の右前方部が公用車右後方部に接触し、双方の車両が損傷したものでございます。

本件事故の過失割合は、市側が30%であり、損害賠償額は13万5千円となっております。

なお、当該職員に対し厳重注意を行うとともに、所属職員に対しましても、安全確認、危機管理意識等に細心の注意を払うよう、一層注意喚起を行い、再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（城丸秀高）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第2号 専決処分の報告（公用車による物損事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。防災安全課長。

○防災安全課長（大庭敏一）

「報告第2号 専決処分の報告（公用車による物損事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」について、ご報告させていただきます。

議案書158ページ、159ページをお願いします。本件事故は、令和7年12月14日、日曜日、午前11時45分頃、飯塚市川津地内におきまして、消防団員が訓練参加後、分隊詰所への帰路中に、車両燃料の補充をすべく、相手方建物の駐車場内にて消防ポンプ自動車を方向転換した際、車両後部の装備が建物の外壁に衝突し、損傷を与えたものです。

なお、本件事故における損害賠償額につきましては、市側が100%であり、18万3700円となっております。

消防車両を含む公用車の安全運転には、日頃より各分団への広報・周知を行っておりますが、これまで以上に、安全管理に対する一層の注意喚起を行い、再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

○議長（城丸秀高）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第3号 専決処分の報告（市管理用地上の自転車転倒事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（靱迫博史）

「報告第3号」につきまして、ご報告いたします。本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市管理用地上の自転車転倒事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

議案書160ページをお願いいたします。本件事故は、令和7年9月19日、金曜日、午前8時頃、飯塚市潤野地内におきまして、相手方が自転車で潤野方面へ走行中、張り出していた雑草のつるに自転車のタイヤが引っかかり、ガードレールに衝突し、運転者は負傷し自転車が損傷したものでございます。

本件事故の過失割合は、市が20%であり、損害賠償額は1万626円となっております。

市管理用地につきましては、日頃より、道路パトロールなどにより、危険箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、今まではもとより、今後はより一層パトロール等を強化し、再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（城丸秀高）

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第4号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（靱迫博史）

「報告第4号」につきまして、ご報告させていただきます。本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、道路交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

議案書162ページをお願いいたします。本件事故は、令和7年10月16日、木曜日、午前11時25分頃、飯塚市秋松地内におきまして、土木管理課職員が道路パトロール中に走行中の道路を交差点にて右折しようとしたところ、右折先より対向車を確認して離合できないと判断したため、右折を断念し、直進しようとしたところ、後方から直進してきた相手側の車両と接触し、双方の車両を損傷させたものでございます。

本件事故の過失割合は、市側が90%であり、損害賠償額は11万4098円となっております。

職員の交通事故防止につきましては、機会あるごとに指導を行っておりますが、今後はこのような事故を起こさないよう、さらに指導の徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（城丸秀高）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「署名議員を指名」いたします。3番 光根正宣議員、28番 道祖 満議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして、令和8年第2回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間お疲れさまでした。

午後 3時13分 閉会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 26名)

1番	城丸秀高	16番	土居幸則
2番	深町善文	17番	吉松信之
3番	光根正宣	18番	吉田健一
4番	奥山亮一	19番	田中博文
7番	藤間隆太	20番	鯉川信二
8番	藤堂彰	21番	秀村長利
9番	佐藤清和	22番	永末雄大
10番	田中武春	23番	兼本芳雄
11番	川上直喜	24番	小幡俊之
12番	金子加代	25番	江口徹
13番	石川華子	26番	瀬戸元
14番	田中裕二	27番	坂平末雄
15番	赤尾嘉則	28番	道祖満

(欠席議員 0名)

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 兼 丸 義 経

議会事務局次長 上 野 恭 裕

議事総務係長 安 藤 良

書 記 伊 藤 裕 美

議事調査係長 渕 上 憲 隆

書 記 宮 山 哲 明

書 記 奥 雄 介

◎ 説明のため出席した者

市 長 武 井 政 一

土木管理課長 靱 迫 博 史

副 市 長 久 世 賢 治

教 育 長 桑 原 昭 佳

企 業 管 理 者 石 田 慎 二

総 務 部 長 許 斐 博 史

行政経営部長 福 田 憲 一

市民協働部長 小 川 敬 一

市民環境部長 長 尾 恵美子

経 済 部 長 小 西 由 孝

こども未来部長 林 利 恵

都市建設部長 大 井 慎 二

教 育 部 長 山 田 哲 史

企 業 局 次 長 今 仁 康

企画政策室主幹 関 敏 幸

防災安全課長 大 庭 敏 一

人 事 課 長 日 高 政 徳